

# 北海道東北地方知事会の 提言等について

令和 7 年 11 月

北海道東北地方知事会



## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 鈴木直道

青森県知事 宮下宗一郎

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 鈴木健太

山形県知事 吉村美栄子

福島県知事 内堀雅雄

新潟県知事 花角英世



# 目次

## 【定期提言】

1. 地方創生の積極的な推進・人口戦略について	1
2. 物価高騰等を踏まえた農林水産業施策の充実強化と食料安全保障の確保について	17
3. カーボンニュートラルの実現に向けた環境整備について	22
4. 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	24
5. 地域医療対策の充実について	28
6. 水害の激甚化・頻発化に備えた治水及び治山対策等の強化について	43
7. 北方領土の早期返還について	47
8. 拉致問題の早期解決について	48
9. 総合的な少子化対策、女性の活躍推進及び多様な性的指向・ジェンダー・アイデンティティへの理解促進について	50
10. 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について	58
11. 国際リニアコライダーの実現について	61
12. 新幹線の整備促進について	63
13. 鉄道ネットワークのあり方及び鉄道施設の災害復旧について	66
14. 地域における共生社会の実現に向けた適正な土地利用・管理について	68
15. 担い手への農地集積・集約化の促進について	69
16. 育成就労制度について	71
17. 地方における介護サービス事業の持続可能性に配慮した介護報酬の見直しについて	73
18. 災害廃棄物処理体制等の充実に向けた自治体支援機能の強化について	75

## 【決議】

若者・女性に選ばれる地域づくりに向けた決議	76
東日本大震災からの復興に向けた決議	78

## 【震災提言】

前文	81
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	83
2. 被災者の生活再建に向けた支援	88
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保	93
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	99
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	102
6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生	109
7. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	117



# 定期提言



# 1. 地方創生の積極的な推進・人口戦略について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から東京圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）では、北海道・東北地方の道県の人口減少率が全国よりも高く、拡大傾向であるなど、一層深刻な問題となっています。

また、地方においては、現下の課題である物価高への対応や、人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが急務となっています。

このような中、各道県において、東日本大震災からの復興に向けて総力を挙げて、人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めてきましたが、東京圏の人口（令和7年1月1日現在）は全国の約3割を占めています。東京圏の令和6年の転入超過数は約13万6千人と前年から拡大しており、東京一極集中の是正が必要です。

さらに、令和6年の全国の出生数は約68万6千人と、前年から4万人以上減少するなど、少子化の傾向に歯止めがかからず、今後も、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組を更に戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識のもと、地域の強みを生かした産業振興による仕事の創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成、AIなどの活用による社会の変革を通じた Society5.0 の実現に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

政府においては、これまでの地方創生10年の成果と反省を踏まえ、

令和6年10月に新しい地方経済・生活環境創生本部の設置が、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」が、それぞれ閣議決定されました。

人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくため、東京一極集中のは正や、地域資源や人材の活用、若者や女性にも選ばれる職場や暮らしの実現、都市と地方の新たな連携・協働などの取組について、地方の現場の意見をくみ取りながら政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

## 1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

### (1) 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を生かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人一人が各ライフステージに応じて望む形で働き続けられる環境を整備するとともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

同時に、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、男女共同参画の視点に配慮した表現の徹底や、あらゆる世代の意識改革、理解の促進を図ること。

### (2) 外国人材の受入拡大・在留外国人との共生

外国人との共生社会の実現に向け、労働政策の枠を超えた外国人の受入全体に係る考え方について、早急に検討を進めること。その上で、外国人材の受入拡大や、在留外国人との共生に当たっては、各地域の実情を踏まえつつ、国が責任を持って、日本語教育や社会保障、生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた取組を検討・実施すること。

また、制度運用に当たっては、地域の労働需給の状況を踏まえつつ、大都市圏に過度に集中して就労することがないよう必要な措置を講じること。

### （3）過疎地域における持続可能な地域社会の実現

過疎化が進む地域では、人口減少に伴う需要の減少により、ガソリンスタンドやスーパーマーケットなどの生活インフラに係る民間事業者が撤退し、行政による整備・運営等で維持することを余儀なくされている事例がある。

持続可能な地域社会の形成に必要不可欠な生活インフラに関して、過疎市町村が住民生活の維持安定のための環境整備として、公設民営で整備・運営する必要性が生じた場合には、財政基盤が特に弱い過疎町村の財政負担が軽減されるよう、施設の整備に必要な経費についても過疎債の適用とするなど、必要な財政措置を講じること。

### （4）地方創生の基盤となる地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上

住民生活や地域振興に不可欠であり、地方創生の基盤となるバスや鉄道等の地域公共交通の維持・確保に必要な予算を継続的に確保するとともに、地方公共団体や交通事業者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた適切な支援措置を講じること。

また、全国あらゆる地域でＩＣカード対応システムやバスロケーションシステムを導入することは、地域住民の利便性の向上はもとより、地域公共交通の潜在需要の掘り起こし、さらには訪日外国人旅行者の受入環境整備にも大きく貢献することから、補助制度の拡充・強化など、政府が主導的に導入を促進すること。

加えて、高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度を拡充・強化すること。

### （5）積雪寒冷地における自動運転の実用化

政府は、自動運転の社会実装に向けて目指すべき方向性を取りまとめた「モビリティ・ロードマップ 2025」において、地域に応じたサービスを提供できるよう、技術的課題を解決し、既存のバス路線等を自動運転で代替するパターンの先行的な事業化について掲げているが、冬期積雪時の技術的課題については、特段掲げていない。

一方、国土の6割、我が国の総人口の約4分の1は積雪寒冷地に居住しているのが実態であり、北海道・東北地方では、少子高齢化が急速に進展し、高齢者の移動手段の確保や人手（ドライバー）不足などによる問題は深刻化している。

自動運転は、こうした地域課題への対処に有効な手段になると考えられることから、政府が行う自動運転関連施策においては、積雪時の活用を含めた通年実用化に向け、課題の明確化に取り組むとともに、それを踏まえた政府が行う実証実験を北海道・東北地方において推進すること。

#### （6）政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、政府は地方に新たな財源負担を求めることなく少子化対策に係る予算規模を拡充し、地方と一体となり、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度を創設するとともに、教育・保育の無償化等の実施に当たっては、国の責任において必要な地方財源を今後も確実に確保し、制度運用上の課題について地方と十分に協議の上、その意見を制度の見直しに反映すること。あわせて、教育費の負担軽減はもとより、学生の地元定着を促進するためにも、給付型奨学金の対象者及び給付額の拡充を行うとともに、地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体に対する財政措置の拡充や、人材の地元定着のために行う必要な技術や資格の取得を支援する取組等に対する財政措置を講じること。

また、所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

#### (7) 条件不利地域の支援

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により定められる過疎地域について、持続的発展が図られるよう総合的な振興策を講じるとともに、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

また、過疎地域の指定から外れた市町村及びその区域の一部が適用から外れた市町村に対し、当該市町村の財政運営に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講じること。

辺地を有する市町村においても、辺地とその他地域との間の格差是正が図られるよう、辺地対策事業債の必要額を確保すること。

過疎・山村・離島等の条件不利地域は、人口減少や高齢化が進行しており、今後、地域コミュニティの維持が困難となることが見込まれるため、地域おこし協力隊など地域を担う人材の確保・育成や生活サービス機能の維持に向けた取組支援など、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講じること。

また、能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう支援策を強化すること。

令和8年度末で期限切れとなる「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の改正・延長及び同法に基づく特定有人国境離島地域として、我が国の領海、排他的経済水域等の保全など重要な役割を担っている北海道の天売・焼尻、山形県の飛島、新潟県の粟島などの地域を追加指定するとともに、地域の保全及び地域社会の維持を図るための施策を拡充し、十分な予算措置を講じること。

なお、指定までの間、離島航路・航空路の運賃等の引下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図ること。

離島の事業者の売上に影響を与えていた原油価格の高騰等に対応するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金における輸送コスト支援事業の特例的な交付率の嵩上げなど、価格安定対策の更なる充実を図ること。

#### （8）中枢中核都市の機能強化への対応

東京圏への転出超過数の多い政令市、中核市等を中枢中核都市と指定し、東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するための政策テーマに応じた支援が行われており、その機能強化に当たっては、中枢中核都市への人口集中が加速しないよう十分に留意するとともに、地理的特性や産業構造、周辺地域との相対的な関係性など、それぞれの地域の実情に応じた中枢中核都市以外の都市への支援策の充実を図ること。

#### （9）被災時も日常時の生活水準を維持できる事前防災への支援

地震や風水害等の自然災害が発生した際、いずれの地域においても、日常時の生活のクオリティを維持できるよう、平時から備えを強化し、主体的な物資の配備を行うとともに、被災地にトイレカーやランドリーカー、シャワーカー等を配備できるよう全国からの支援体制を構築し、地域が行う避難者の生活環境の改善などの取組に対する支援を行うこと。

## 2. 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生

#### （1）基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力を取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地方の基幹産業である農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、衛星データの活用など省力化・省人化に資するスマート技術等の開発に向けた実証実験に係る支援制度や大

型の企業立地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象に集中的な投資を行うこと。

また、各地域においては、人手不足が重要な課題となっていることから、地域活性化雇用創造プロジェクトなど、地域の産業政策と雇用政策が一体となった取組への支援の拡大や、全ての人が働きやすい環境の整備や様々な就業分野における担い手、専門人材の育成・確保といった人手不足の対応につながる取組を行うこと。

さらに、地域の中小企業等が物価高を乗り越え、賃上げの原資を確保できるようにすることが必要であることから、円滑な価格転嫁の実現に向けて、取引適正化等を一層進めるとともに、賃上げ促進税制の強化のほか、事業の再構築やDX・GX投資、働き方改革への支援等を通じた生産性向上により、中小企業等の賃上げが持続的に可能となるような環境整備の一層の推進を図ること。

## （2）社会経済情勢の変化に伴う産業への支援

デジタル化の進展や脱炭素社会への移行などの社会経済情勢の変化に伴い、ものづくり企業等が行う新たな取組に対し、税制優遇措置や不動産賃料への補助等の支援制度の創設などを行うとともに、地域の産業支援機関の強化に向けた施策の拡充などを行うこと。

# 3. 人や企業の地方分散

## （1）国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、政府においては、政府関係機関移転基本方針に掲げた政府機関の地方移転について、政府自ら責任を持って取り組み、早急かつ円滑にその実現を図るとともに、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として取組を着実に推進すること。

特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものに

は研究連携にとどまっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。

また、令和5年度に行った総括的評価の結果に基づき自己点検を行い、移転取組の改善に努めるとともに、国民に対し成果を見える化し、政府関係機関移転への理解を促進すること。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、政府において応分の負担をすることを原則とし、継続的な財政措置の実施により、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の政府の機関としての機能確保などの課題については、政府自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。

## （2）地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施すること。また、「地方拠点強化税制」については、制度の継続と拡充が検討されているところであるが、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、支援対象となる施設の追加、大企業における常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の更なる拡充等を検討とともに、地方税の減収に対して十分な補填措置を講じること。

## （3）地方大学の振興及び東京圏における大学の定員増の抑制等

地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしている地方大学の役割は、これまでにも増して重要であり、東京23区内の大学の定員の抑制が図られているものの、依然として続く東京一極集中を是正するためにも、地方大学の振興及び東京圏における

る大学の定員の抑制について、積極的に推進すること。

「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」における「23区定員増抑制規定に関する限定的例外措置」については、対象とする学部学科を情報系に限定すること、時限的な措置とすること、地方への就職促進策が組み込まれているが、その取組を実効性あるものとすること。

また、地方国立大学の運営費交付金や私立大学補助、公立大学における地方交付税措置などの財政支援の充実を図り、地方大学の運営基盤の強化や活性化に配慮すること。

加えて、「地方大学・地域産業創生交付金」について、産業の振興や専門人材の育成の取組が全国的に展開できるよう、地方の実情に配慮した柔軟な制度とともに、補助率の改善を図ること。

さらに、地方大学の新增設及び学部・学科の再編などを行う場合の設置基準の弾力的な運用等の特例的な措置を講じること。

各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方について地域の関係者が継続的に議論を行う「地域構想推進プラットフォーム（仮称）」の仕組みについて、地方自治体の意向も踏まえ、国が主導して推進すること。

また、地方創生につながる、各地域の実情に応じた高等教育へのアクセス確保策、大学間・産官学連携深化などの取組の一層の充実に取り組むこと。

#### （4）関係人口の創出拡大に向けた支援

地域や地域の人々と多様な形で関わる「関係人口」は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、関係人口の創出拡大に向けた実効性ある取組を推進すること。

特に、ふるさと住民登録制度の創設に当たり、国において、関

係人口の定義と制度の趣旨を明確にした上で、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講じること。

また、本制度の検討状況に係る情報提供を丁寧に行い、都道府県を含め自治体の意見を聞きながら、そのニーズに合った制度とすること。あわせて、国が構築するアプリにおけるふるさと住民の情報登録や自治体からの情報発信等について、登録者・各自治体双方に二重の負担が生じないよう、各自治体が構築する類似のシステムと連携するなど、各自治体で先行する取組を尊重した制度設計とすること。

さらに、ふるさと住民登録制度を前提に、二地域居住を促進するための税制改正など総合的な取組を実施すること。

#### （5）多様なライフスタイルの定着と地方への人の流れの創出

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける二地域居住等、多様なライフスタイルの実現により、地方への人の流れを生み出すため、地方におけるテレワークやワーケーションなど柔軟な働き方や地方での生活を希望する方々への支援を充実させるとともに、こうした多様な働き方や暮らし方を実現できるよう、東京圏の企業のサテライトオフィスの開設促進を含む企業の柔軟な取組を支援すること。

#### （6）地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、東京圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除を始めとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合などにおいて、介護保険制度に係る特別な財政調整制度の創設を始めとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

また、地方への新しい人の流れを加速させる効果的な施策を実施するためには、人口の移動理由など全国的に統一された移住状況の把握が必要であることから、転入届のオンライン化等の検討を機に、プライバシーが守られる形で、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、統一的な仕組みを早急に構築すること。

#### （7）地方創生移住支援事業の推進

東京都や神奈川県、千葉県、埼玉県など東京圏への転入は増加傾向となっている一方で、地方においては、中小企業を中心として様々な業種で人手不足が深刻化し、地域経済活性化の阻害要因になっている状況にあることから、移住支援金制度については、移住元の居住地要件を東京 23 区から東京圏へ拡大する要件緩和などにより、より実効ある仕組みを構築するとともに、その実現に必要な財源を確保すること。

さらに、地方への人の流れの創出を一層効果的に推進するため、産業再配置や産業拠点の移転など、地方における魅力ある仕事の創出・展開に取り組むこと。

### 4. 新時代のインフラ整備とA I・デジタルなどの新技術の徹底活用

#### （1）地方でのデータセンターの整備

今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靭性を高めるため、大都市圏に集中するデータセンターについて、地方に拠点を分散して整備する必要があることから、国の令和 5 年度補正予算において措置され、電力・通信インフラの整備等を支援する経済産業省の「データセンターの地方拠点整備事業」と、データセンターや海底ケーブル等の地方整備を支援する総務省の「デジタルインフラ強靭化事業」について十分な予算を確保するとともに、通信・電力利用の優遇措置などによる支援を行い、国内における最適配置を図ること。

#### （2）デジタル技術の利活用の促進

遠隔医療・教育、スマート農業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転、河川監視システムや、スマートファクトリーなど、ローカル5Gを含む5GやLPWAなどの通信技術を利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体や事業者に対し、必要な技術的・財政的支援を行うなど、具体的な利活用の実施を積極的に支援すること。

### （3）条件不利地域における5Gの整備促進

令和2年3月に5Gのサービスが開始されて以降、サービス提供エリアは順次拡大され、令和7年3月末現在では、全国の5G人口カバー率は98.4%となっているものの、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域においては、整備が遅れている状況にある。

このため、条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、国庫補助事業の拡充や自治体負担が生じる場合の十分な財政措置を行うとともに、通信事業者に対して適切な指導や働きかけを行うなど、万全の対策を講じること。

### （4）Society5.0時代に向けたセキュリティ確保とデジタル人材育成

5Gの利活用には、サイバーセキュリティの確保や、革新的サービスを創出するデジタル人材が不可欠である。

IoT機器の脆弱性に係る対策を始めとしたサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、都市と地方とで人材格差が生じることのないよう、デジタル人材の育成を国の重要政策に位置付け、国と地方を挙げて推進するとともに、地方が行う人材育成の取組への支援を強化すること。あわせて地方での育成が難しいマネジメント層やエンジニア等に都市から地方へ還流を促す仕組みを創設すること。

### （5）デジタル・ガバメント強化に向けた支援の充実

デジタル・ガバメントの強化に向け、地方公共団体情報システ

ムの統一・標準化の取組が進められているが、移行経費や運用経費の増加、所定の期限までの移行作業が困難化している各自治体の実情を踏まえ、地方自治体に財政負担が生じることがないよう、デジタル基盤改革支援補助金等の予算拡充、補助上限額見直し、交付対象経費拡大、適切な移行期限を設定の上での補助期限の延長のほか、運用経費の増嵩に対しては、補助金等による新たな財政支援措置を検討するなど、確実な財源措置を講じること。

なお、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

また、データ連携基盤の共同利用に関するビジョンの更新や都道府県及び市町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制の構築に係る必要な財源を措置するとともに、今後の連携基盤構築に向けた標準的な連携仕様・規格等の提示や情報提供、技術的な助言、人的支援について配慮すること。

## 5. 広域リージョン連携

### (1) 広域的な官民連携

地方が直面する課題は、人口減少、高齢化、産業の衰退、担い手不足など多岐にわたり、相互に絡み合いながら進行していることから、「官」のみならず、「民」の力を十分にいかした取組を進めることが重要である。

地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携して効果的な取組を進めるには、取組の実効性を高めるための仕組みや支援が必要であることから、地方創生 2.0において国が創設した「広域リージョン連携」については、地方における積極的・挑戦的な取組を促すため、構成団体に対する財政的支援の充実や新たな支援の創設、規制緩和等により強力に推進すること。

### (2) 交通ネットワークの整備・活用

他地域とのヒト・モノの物流を支え、国内外の活力を呼び込むため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な予算を確保し、高規格道路等における未整備区間の整備による格子状骨格道路ネットワーク等の整備や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築、新幹線の整備計画路線の整備促進や基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる国土をつなぐ高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

また、高速交通ネットワークへのアクセス道路整備についても適切な支援措置を講じること。

## 6. 国と地方が果たすべき役割の明確化

### (1) 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

### (2) 人口減少下における行政機能の維持・確保

急速な人口減少等により、地方公共団体における人材等の資源の不足や偏在が深刻化している。特に地方では、行政サービスの直接の担い手である地方公共団体職員の減少の課題があることから、国・都道府県と市町村との間における役割分担を再定義すること。その際、都道府県が新たに直面する専門人材の不足や事務負担の増加などの課題を踏まえ、事務の廃止やデジタル技術・AIを活用した事務の効率化・業務プロセスの徹底的な見直しなどを進めること。

### (3) 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が必要であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

#### ① 地方創生関連予算の拡充及び一般財源総額の確保

地方財政計画における地方創生関連予算を拡充し、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とすること。

また、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保・充実するとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

#### ② 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した地方創生の推進

地方創生に係る交付金により地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、機動力を発揮できるよう柔軟で弾力的な取扱いをすること。

また、地方創生に係る交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、地方創生関連予算とは別に、地方財政措置を継続的に講じること。

なお、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、職員旅費を始めとした対象経費の制約や交付金額の上限等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供、自治体の事業スケジュールへの配慮など、真に使い勝手の良い制度とともに、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、配分に当たっては、自治体の財政力を考慮すること。

#### ③ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、令和7年度税制改正により、制度延長が図られたところであるが、単年度設計を見直すなど、柔軟な運用を検討するとともに、更

なる制度の活用促進を図るため、手続きの簡素化など、自治体のニーズ等を踏まえた柔軟で弾力的な取扱いとすること。

## 2. 物価高騰等を踏まえた農林水産業施策の充実強化と食料安全保障の確保について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境の保全などの面で重要な役割を果たしています。

しかし、地球温暖化の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農林水産物の急激な需要の減少は、農林漁業者の経営に甚大な影響を及ぼすとともに、消費形態へも大きな変化をもたらしました。

さらには、不安定な国際情勢の影響により原油や穀物等の国際価格が高い水準で推移しており、我が国の食料安全保障の確保に向け、国産農産物の安定的な生産・供給の重要性が一層高まっています。

また、肥料などの生産資材については、世界的な穀物価格の上昇による需要の高まりや中国等による肥料原料の輸出制限に加えて、ウクライナ情勢に伴う需給の一層の逼迫が懸念されております。

政府におかれでは、これまで、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」など、切れ目なく対策を講じていただいているところですが、食料安全保障を基本理念の柱として、食料・農業・農村基本法が改正され、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されたことから、関連する施策の充実・強化等、引き続き、次の事項について取り組むよう、強く要望します。

### 1. 農林水産業における物価高騰対策について

#### （1）燃料・原材料価格高騰対策

燃料の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引き下げや加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充を

図ること。また、対象品目に「きのこ類」を追加すること。

さらに、農業用ハウスの骨材や被覆資材等について、価格の高騰により計画的な導入や更新に支障を来すほか、新規参入時の障壁になるなど、農業経営や担い手確保への影響が懸念されるため、実態に合わせた補助制度へ見直すなど必要な対策を講じるとともに、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。

## （2）肥料価格高騰対策

化学肥料原料のほとんどを輸入に依存しているため、世界的な肥料需要の増大に加え、世界経済の不安定化により肥料原料の確保が不透明となっている。また、肥料原料の価格もいまだ高い水準で推移しており、農業経営の継続が懸念されている。このため、肥料の価格高騰対策を引き続き講じること。

また、原子力発電所事故により、土壤に蓄積した放射性セシウムの農作物への移行低減を図るため、カリ肥料の適正な施用が不可欠であることから、放射性セシウムの吸収抑制対策に必要となるカリ肥料について、不足する事がないよう、安定的な供給体制を確保すること。

## （3）飼料価格高騰及び酪農経営安定対策

国際情勢等が変化する中、畜産農家が輸入飼料を安定的に確保できるよう、必要な対策を講じること。

また、畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保するとともに、配合飼料価格が高止まりする中においても生産者への補填金が交付される仕組みを早急に構築すること。

加えて、配合飼料価格の地域間格差を縮小させる仕組みを構築すること。

特に酪農経営にあっては、乳価の値上げ以上に経営コストが増加しており、再生産できるだけの所得確保が困難となっているこ

とから、酪農家が将来にわたって経営を継続していくよう、経営安定のための支援を行うとともに、牛乳・乳製品の需要拡大を図ること。

さらに、輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換に向けた支援施策の拡充強化を図ること。

#### （4）水産業における物価高騰対策

燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者及び増養殖事業者が安心して漁業や増養殖事業に取り組むことができるよう、未加入者の新規加入や加入者による補填金の積み増しに随時対応できる契約時期の設定など、漁業経営セーフティーネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とともに、水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進等に必要な支援について十分な予算措置を講じるほか、電気料金の高騰は、種苗生産事業者及び漁業者の負担の増加につながり、種苗生産体制や漁業資源の維持に大きな影響を及ぼすことから、種苗生産施設等の電気料金の高騰に対する新たな支援策を講じること。

加えて、水産加工業においては、燃油価格の高騰や円安による加工原魚の仕入価格高騰、電気料金の値上げなどが追い打ちとなり、一層厳しい経営状況にあることから、経営の安定化に向け、原料調達に係る支援制度の拡充を図るとともに、電気料金など経常的経費の増加に対する新たな支援策を講じること。

#### （5）農業水利施設における物価高騰対策

電気料金などの維持管理のための経費の高騰は、農業水利施設に係る農家負担の増加として農業経営、地域農業の維持に大きな影響を及ぼすことになる。このような物価高騰による負担は土地

改良区等の運営を圧迫するとともに、直ちに農産物の価格に転嫁することは困難であることから、安定的な営農を継続するため、農業水利施設の維持管理費低減のための支援策を講じること。

## 2. 食料安全保障の確保に向けた施策の展開

### (1) 食料の安定供給に関する施策

近年、気候変動など地球規模の環境問題の発生や、世界的な人口の増加等、多くの食料を輸入に依存する我が国の安定的な食料確保に対するリスクが高まっていることから、国産穀物を主体とした食料安全保障の確保に向けて、中長期的な視点から、穀物の備蓄制度も含め、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料などの生産拡大の取組や生産基盤の強化を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保するなど、支援の一層の推進を図ること。

### (2) 国産穀物の需要拡大に関する施策

国民の国産穀物の消費に関する意識啓発や、食品製造事業者における米粉の活用促進など、国産穀物全体の需要拡大にもつながる抜本的かつ効果的な対策を講じること。

### (3) 農業の持続的な発展に関する施策

今後、農業者が大幅に減少していくことを踏まえ、産業として必要な人材の継続的な確保とニーズに応じた機械・施設の整備、地域計画の継続的な見直しと地域計画を実現するための農地中間管理機構による貸借・売買等を通じた農地の集積・集約化、農地の大区画化及び水田の汎用化等を図るほ場整備の推進等による効率的な生産体制の構築に向けた取組を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保すること。

また、担い手が安心して農業経営を継続できるよう、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた上で、収入保険制度など対策全体の在り方の検討などを通じ、総合的かつ効果的なセー

フティーネットの構築を図ること。

(4) 適正な価格形成に向けた仕組みの構築及び価格転嫁への国民の理解醸成

燃料、生産資材等の価格高騰による農林漁業者の生産コストの上昇等が生産物の小売価格に適正に反映される価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な仕組みを構築すること。

また、価格転嫁による負担について、国民の理解醸成を図ること。

### 3. カーボンニュートラルの実現に向けた環境整備について

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。通称「再エネ特措法」）に基づく FIT・FIP 制度によって、再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

こうした中で、令和 7 年 5 月には秋田県において、陸上風力発電設備のブレードが落下する事故が、北海道においては、関係法令に係る必要な手続きを経ずに太陽光発電に係る開発行為が行われるなどの事案が発生し、再生可能エネルギーの導入に対する地域住民の不安が高まっています。

また、洋上風力発電については、資材価格の高騰やサプライチェーンの逼迫等の事業環境の変化を理由に発電事業者が撤退する事案が発生し、参入を目指して設備投資等を行った事業者には様々な影響が出ています。

国では、「第 7 次エネルギー基本計画」において、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方向性を示しており、今後、更なる導入拡大に伴って、住民の理解促進をはじめとする地域負担の増大が見込まれます。

一方、国の「GX2040 ビジョン」では、「GX 産業立地」として、脱炭素電源等の豊富な地域に企業の投資を呼び込むことを通じて新たな産業集積を目指し、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を行うことで、今後の地方創生と経済成長につなげていくことを目指すこととされているほか、2兆円のグリーンイノベーション基金を通じ、高い目標に挑戦する企業の技術開発から実証・社会実装まで一貫して支援することとしています。

こうした状況を踏まえ、多様で豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有する北海道・東北地方が、今後も、地域との共生を前提とした再生可能エネルギー導入拡大による環境と経済の好循環の実現を目指すとともに、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献していくよう、次の事項について提言します。

1. 洋上風力発電事業が、進捗中の事業も含め完遂されるよう、長期脱炭素電源オークションへの入札容認等の既存制度の見直しなど、必要な事業環境整備を速やかに行うこと。
2. 風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えるとともに、無人の再生可能エネルギー発電設備についても法人事業税の課税対象とするなど、地域に対する利益の還元が図られるよう制度の見直しを行うこと。
3. 再生可能エネルギーの導入にあたっては、関係法令の遵守はもとより、地域の理解のもと、自然環境や景観等との調和が図られるよう、国の責任において設置状況の実態を把握し、導入時から廃棄・リサイクルまでを視野に入れた事業規律の取組強化を図り、地域との共生をより一層確保するための対応を早急に検討すること。
4. 地方公共団体が再生可能エネルギーの区域ごとの発電量やCO<sub>2</sub>削減効果等を把握できる制度を構築するとともに、CO<sub>2</sub>削減に取り組む地域のインセンティブとなるような仕組みを整備すること。
5. 脱炭素電源の豊富な北海道・東北地方が提案する地域を積極的に「GX戦略地域」に認定し、立地企業への税制優遇や設備投資等に対する支援に加え、工業団地向け再生可能エネルギー電源の新設等、インフラ整備を含めた手厚い支援を行うこと。
6. GXの取組を加速させるため、我が国の半導体産業の再興に向けた先端半導体の技術開発・製造拠点の早期整備に加え、研究・人材育成等が一体となった複合拠点の立地の実現に向けた取組を支援すること。

## 4. 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

各道県においては、地方創生の実現に向けて、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開してきたところですが、高規格道路等の未整備区間など、社会インフラには地域間格差が存在していることから、地方における社会資本の計画的な整備などによる、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の解消や、分散型国土の形成が必要です。

また、令和7年8月、9月に発生した豪雨災害をはじめ、近年、これまでに経験したことのないような豪雨や台風が毎年のように全国各地で発生している中、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により、地方においても集中的に取り組んできたものの、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては十分とは言えず、防災・減災対策の更なる推進が急務となっています。

さらに、老朽化が進行しているインフラや公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うため、各道県において「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画の実施段階に入っていますが、今後、公共施設等については、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置を実現し、将来を担う世代に大きな負担を残すことなく良好な状態で引き継いでいく必要があります。

このため、次の措置を安定的かつ持続的に講じるよう提言します。

1. 地方創生を支える社会資本の整備や、災害に強い国土づくり、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けた老朽化対策、インフラ機能確保のための点検・診断、維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、将来にわたり地域を支える建設産業の維持・活性化のため、当初予算において、必要な社会資本整備、防災・

減災対策や道路、河川・ダム、砂防、上下水道、海岸、港湾等の老朽化対策に係る予算（個別補助事業、社会資本整備総合交付金等）の大幅な拡充を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地域の実情に応じた、維持管理に活用可能な交付金制度の創設など、老朽化対策に係る財政支援の拡充を図ること。特に、下水道については、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、公共性の高い役割を担っているほか、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故のように、老朽化の進行は、汚水流出や道路陥没等の原因となり、関連する公共インフラ等に多大な影響を与えるため、改築更新に対する財政支援を重点的かつ継続的に行うこと。その他、下水道管を含む道路占用物全般について、国が主体となって、点検・調査の頻度及び方法の抜本的見直しを行い、道路占用物の維持管理・更新に関する手法を確立させるとともに、路面下空洞調査等の複数の関係者による調査について、調査の実施スキームと適切な費用負担のあり方を確立すること。

さらに、冬期における円滑な交通確保のため、近年の労務費や資材価格の上昇に伴う経費の増加を踏まえ除排雪に必要な予算を確保するとともに、安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成や、民間事業者の機械の保有・更新への支援、少雪時の待機補償・機械固定費などの最低保障に関する制度を創設すること。あわせて、老朽化が進行している道県保有除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

また、除排雪作業に加え、低温や近年の地球温暖化の影響による冬期の気温上昇に伴う降雨・融雪機会の増加や、路盤に浸透した水の凍結・融解に起因する舗装等道路施設の損傷が著しいことから、このような損傷も災害と捉え、舗装等道路施設の損傷対策・維持修繕・更新に対して地方負担の更なる軽減を図ること。

加えて、基礎的インフラである道路の整備・管理が長期的・安定的に進められるよう、新たな財源を創設すること。

あわせて、主要な観光地へのアクセス道路の整備等について、国

庫補助制度対象事業の拡大を図ること。

なお、道路事業における新たな交通需要に基づく事業評価等については、ネットワークとしての観点及び地方における多様な効果に加え、東日本大震災においてその重要性が再認識された代替性確保の観点も含め、更なる検討を行うとともに、費用便益分析については、近年の物価高騰や政策金利等を反映して適正に実施する必要があることから、最新の社会経済情勢等を踏まえた社会的割引率の見直しを行うこと。

また、地域産業の競争力強化のためにも、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

さらに、各港湾管理者が実施している岸壁背後のふ頭用地の造成や舗装、荷役機械の整備・修繕等については、岸壁等の港湾基本施設と一体となって機能することで、より一層、産業振興に資することから、これらに対する補助事業の創設など、十分な財政支援を行うこと。

2. 国土強靭化の取組を計画的かつ着実に推進するため、十分な予算・財源を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、「第1次国土強靭化実施中期計画」の初年度となる令和8年度は、経済情勢等を踏まえて令和7年度補正予算として速やかに必要な措置を講じるほか、次年度以降についても、資材価格の高騰や災害の発生状況等を踏まえつつ、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

また、国土強靭化に資するきめ細かな対策を円滑に進められるよう、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の恒久化や対象事業の拡充など必要な措置を図ること。

さらに、防雪・消雪施設の計画的な整備や修繕、更新が必要であるなどの積雪寒冷地特有の課題に対応するための施策について、「第1次国土強靭化実施中期計画」では「推進が特に必要となる施策」に位置付けられており、地方自治体が実施する事業についても

着実かつ強力に推進すること。

3. 公共施設等の最適な配置を計画的に推進するため、補助事業完了後、経過年数が10年未満である施設等についても、「公共施設等総合管理計画」に基づき補助対象財産を処分する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による国庫納付を求めず承認するなど、一層の弾力化を図ること。

また、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業期間の延長を行うほか、公用施設への対象の拡大を図るなど、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに引き続き十分な財源を確保すること。

4. 全国各地で頻発化・激甚化する自然災害からの復旧にあたり、地方が実施する災害復旧事業において、財源の確保が課題となっていることから、公共土木施設等の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率となるよう、見直しを行うこと。

また、災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件について拡充を図ること。

## 5. 地域医療対策の充実について

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、2020年1月以降全国で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の対応においては、その公共性についても再認識されたところです。

地域においては、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働きがいのある環境が求められているものの、今日、我が国 地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

また、多くの医療機関は、昨今の社会経済情勢による光熱費や材料費等の高騰及び人件費の上昇によって、診療報酬では上昇分を価格転嫁できず、公立病院にあっては人事院勧告等による給与費の増加も重なるなど対応に苦慮しており、深刻な経営危機に陥っています。

こうした危機的状況を開拓するため、都道府県は、医師確保計画を策定し、奨学金事業やキャリア形成支援など医師の養成・確保の取組を進めるとともに、急速に進む高齢化等に伴う医療需要の変化に対応するため、地域医療構想を策定し、各地域で関係者による協議を行いながら、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策を推進しています。

一方で、令和5年度に公表された「医師偏在指標」においても医師の地域間偏在及び都道府県間偏在は解消されていないことが明らかとなり、都道府県のみでの取組には限界があると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症が大流行した状況においては、感染症に対応する専門人材の不足が、全国的に浮き彫りとなりました。医師不足が顕著な道県では、限られた医療資源のもと、医療機関の連携や専門人材の派遣体制の整備などにより、感染症への対応を行ってきたところですが、通常医療との両立など、継続的に地域医療を提供していくためには、医師を始めとする専門人材の確保が急務となっています。

さらに、令和6年4月からは医師の時間外・休日労働時間の上限規制と追加的健康確保措置が導入されました。

このいわゆる「医師の働き方改革」が、医師不足地域において医師の確保が図られないまま推進された場合、医療機関においては診療体制の縮小を余儀なくされたり、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されます。

国においては、令和6年12月、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、実効性のある総合的な医師偏在対策の推進に、新たな地域医療構想や医師の働き方改革への対応等と一体的に取り組むとしているところですが、こうした状況に鑑み、地方の意見にしっかりと耳を傾けた上で、同パッケージの具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の根本的な解消に向けた更なる対策を講じるとともに、医療再編に係る地方自治体への更なる財政支援や公立病院への繰出金に対する地方財政措置の拡充等を行うよう提言します。

## 1. 医療機関等の経営安定化支援

(1) 公立病院を始めとする地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など効率性・経済合理性だけでは対応できない医療を担い、民間医療資源の少ない地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、一次医療の維持・確保を含め、その役割がより一層重要になっている。

さらに、薬局においても、地域における災害及び感染症対策、医薬品の安定供給など、地域の医療の確保に重要な役割を担っている。

地方においては人口減少に伴う患者数の減少や、国民の受療行動の変化に加えて、公的価格である診療報酬等では物価高や賃上げの上昇分が価格転嫁できずに、多くの医療機関が厳しい経営環境にあることから、将来にわたって安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、次期診療報酬の改定に先立ち、国の補正予算による支援や地方財政措置の拡充などこれまでとは異なる次元で対策を早急に講じること。ま

た、診療報酬制度については、物価・賃金の上昇に合わせた適時適切に対応できる仕組みを組み込むこと。

加えて、医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）については、危機的な経営状況にある医療機関に対する重要な支援策であるが、各団体の算定額に対して、国の内示額が大幅に不足していることから、予算を確保し、遡及して追加交付するとともに今後の対象医療機関に確実に交付できるようすること。

なお、公立病院については、コロナ禍において中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたところであり、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、必要な補助金や繰出金に対する地方財政措置の更なる拡充など、適切な措置を講じること。

あわせて、医療施設運営費等補助金はべき地診療所の運営費など地域医療を確保する上で重要かつ不可欠な補助金であることから、基準額に基づく申請に対して交付額が下回らない必要かつ充分な国庫財源を継続して確保すること。

（2）看護師の確保が困難な地域でも看護体制が継続できるよう、特に看護師の確保が困難な地域にあっては、地域包括ケア病床の看護配置基準を療養病床の配置基準相当に緩和すること。

また、看護師が少ない地域の医療機関においても、安定的な経営環境を維持・確保するため、看護人員配置基準数のみに寄らず、医療行為の内容に応じた適切な診療報酬加算を措置すること。

## 2. 医療環境の変化を踏まえた医師需給の適時適切な分析・検討

国が令和2年に行った医師需給推計においては、2029年頃には全国で医師の需給が均衡するとされ、現在、それに基づいて医師養成数や医師偏在対策等の議論が行われているところであるが、医師の地域偏在や診療科偏在が依然として解消されていない状況を踏まえ、離島、中山間地域における医療提供体制等の地域性、医師の働

き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く環境の変化を考慮するとともに、新興感染症等の感染拡大時においても、適切な医療が提供できるよう、将来において必要な医師需給に関する分析を適時適切に行っていくこと。さらに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程を明らかにして説明を行う等、地域の理解を十分に得るようにすること。

### 3. 医師を始めとする医療従事者の養成・確保

#### (1) 大学医学部における医師の養成体制の強化

医学部定員について、令和8年度の総定員は、令和6年度の総定員を上限とすることとされ、臨時定員は、令和8年度末まで1年間延長することとされたところである。また、令和9年度以降の方針は、医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等の議論の状況を踏まえて検討するとされたところである。

一方、医師の地域間偏在を解消し、地域の医療を安定的に確保するとともに、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である。

こうしたことから、医師不足が顕著な道県に十分に配慮し、大学が、医師が不足する地域に必要な医師を育成・派遣する役割を積極的に果たすことができるよう、医師不足が顕著な道県に対して現在の医学部臨時定員増を令和9年度以降も延長するとともに、地域ごと、診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で、医学部定員の上限の緩和を含む既設医学部の大幅定員増や医学部新設を可能とすること。

なお、大学に対しては、地域への医師派遣について積極的な取組を行うよう、国において助言を行うこと。

また、医師不足が顕著な道県においては、恒久定員内に設定すべき地域枠の割合（5割程度）の要件を見直し、又は県内大学の恒久定員内への地域枠の設定状況にかかわらず、臨時定員増を積極的に認めるなど、柔軟な運用を行うとともに、全国的な医師の

偏在が解消されるまでの間継続を図ること。

さらに、恒久定員内に地域枠を設定・拡充した場合でも、地方において、地域に必要な医師の養成や定着が確実に行われるよう、「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業」を継続・拡大するなど、大学に対し、医学生教育の充実のための必要な財政的支援を行うこと。

加えて、医師不足が顕著な道県のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学について、恒久定員を減員しない等のインセンティブの付与を行うこと。

## （2）新興感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合にも、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があり、都道府県においては、第8次医療計画に「新興感染症発生・まん延時における医療」を盛り込み、必要な体制整備を進めているところである。

その中でも、感染症に対応する専門人材の確保が重要な課題となることが見込まれることから、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を検証し、不足する診療科の医師を計画的に養成するなど、今後起こり得る感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めること。

また、感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化すること。

## （3）看護師の確保について

今後更なる不足が見込まれる看護職員の養成・確保や資質向上に向け、修学資金の貸付や看護師等養成所の運営、都道府県ナースセンターの取組などに対する財政支援の充実のほか、看護職員の不足解消のため一層の待遇改善に取り組むこと。

# 4. 医師の地域偏在解消に向けた臨床研修制度等の見直し

地方の臨床研修医のマッチング率は都市部に比べて低く、依然として都市部への臨床研修医の集中が懸念されるところである。

研修修了後の定着率が高い臨床研修医の確保は医師不足が顕著な道県にとって喫緊の課題であることから、大都市圏における臨床研修の募集定員を減少させ、募集定員を研修対象者数と同程度にする取組を早期に実現するため、臨床研修医の偏在解消を妨げる仕組みとなっている大都市圏に対する激変緩和措置を速やかに廃止するとともに、医師不足が顕著な道県に対する医師偏在状況に応じた加算措置を継続するなど、医師不足が顕著な道県における臨床研修医の確保に最大限配慮し、都市部への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。あわせて、募集定員上限の「基本となる数」の算定に当たっては、経験できる症例数を考慮し、医学部入学定員按分ではなく、人口が少ない県に対する一定の配慮を行ったうえで、人口分布按分による割合を増やすとともに、地方における臨床研修医の確保に最大限配慮し、都市部への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

あわせて、臨床研修病院の募集定員配分において、地域医療の確保のため、都道府県が柔軟に対応できるよう、2名となっている臨床研修病院ごとの募集定員下限を見直すなど、国において制度の改正など必要な措置を講じること。

また、令和8年度以降実施される「広域連携型プログラム」については、プログラムの円滑な構築を支援するとともに、実施状況を見ながら対象定員数の拡大など、必要な見直しを行うこと。

さらに、地域における研修機会の充実に当たっては、一定の要件のもと、地方と大都市部の病院が、都道府県を超えて連携するプログラムを柔軟に設定できるようにするなど、研修医のニーズを踏まえた研修プログラムが組めるように行うこと。その際には、連携する両者に対してインセンティブを付与すること。

加えて、医学生のうちから地域医療の重要性と魅力に触れ、総合診療について学ぶ場を設けるため、医学生の診療参加型臨床実習においても、中小規模病院で実習が行われるような制度設計を行うこと。

あわせて、医師多数都道府県と医師不足が顕著な道県が連携の上、臨床研修プログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。

## 5. 医師の地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修の仕組みの創設

専門研修制度については、国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、「医師の偏在是正を図ることを目的」に検討するとされていたところであり、制度の趣旨を踏まえ、医師の偏在是正に向けて、次の事項を実施すること。

(1) 専攻医募集定員に係るシーリングについては、医師の偏在是正を図る上で不十分であることから、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県・各診療科の必要な医師養成数を定めた上で、募集定員の設定などによる厳格なシーリングを実施すること。

特に、激変緩和措置として設けられている連携プログラムについては、シーリング対象外の都道府県における専攻医確保に資するよう厳格に運用するとともに、その効果が大都市近郊の都道府県に集中しないよう、都市部の病院と医師不足が顕著な道県の病院を仲介する仕組みを設けるなど、これまでの取組の効果を検証した上で、必要な対策を講じること。

(2) 産婦人科や外科等、現在のシーリング対象外の診療科について、医師が都市部に集中する傾向にあることから、偏在の是正に向けた今後の方向性を早期に検討し、これらの診療科についてもシーリングを設定するなど、都市部への集中を是正する対策を速やかに行うこと。

(3) 令和8年度専攻医採用から、特別地域連携プログラムの定員数をシーリング枠内で実施する案が示されているが、当該プログラムの連携施設の候補一覧を作成、公表する等、研修プログラム基幹施設が連携先を検討、設定しやすい環境を整備するとともに、

地域偏在是正の実効性を検証しながら引き続き必要な改善を行うこと。

- (4) 地方の指導環境を充実させるため、医師不足が顕著な道県に指導医を派遣した都市部の病院や、指導医として派遣される医師本人にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを創設すること。
- (5) 専門研修プログラムの更新制度について、医師のキャリアにも配慮した上で、地域の基幹的な病院で勤務するなど、専門医として全国どこでも通用する実力を付ける研鑽の場として、医師不足が顕著な地域において、一定期間勤務する制度とすること。また、その実施にあっては、派遣先が特定の県に偏らない仕組みを整えるよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地（病院）の決定については、都道府県地域医療支援センターを活用する仕組みとすること。
- (6) 医師少数区域においては、指導医数が規定に満たない場合であっても、ＩＣＴの活用等による基幹施設との連携により、研修の質が確実に担保されると認められる場合には、連携施設における指導医の在籍要件を柔軟に運用するなど、地域医療と専門医制度の共存を図ること。また、その要件を満たすための財政的支援も併せて行うこと。
- (7) 医師多数都道府県と医師不足が顕著な道県が連携の上、専門研修プログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。
- (8) 専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、地域枠からの離脱に対する同意／不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある仕組みを整備すること。

- (9) 総合診療科プログラムについて、キャリアパスを明確にするとともに、内科、救急科を除く他の基本領域研修プログラムとの間で、双方向かつダブルボードでの研修を可能とすることを検討すること。また、総合診療医の養成・確保を図るため、指導医や研修施設に対するインセンティブについて検討すること。
- (10) 地域医療の確保に重要な役割を果たすものと期待されている総合診療医を養成・確保するため、医療法において診療科名としての「総合診療科」を広告可能とし、総合診療科の位置づけを明確にするとともに、総合診療医を目指し、地域で働き続けられる対策を講じること。

## 6. 医師偏在是正に向けた総合的な対策

国は、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組により、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するとしている。

医師の偏在是正・確保対策は、国と地方とが連携して取り組むことが重要であることから、対策の具体化に当たっては、引き続き、地方との協議の場を設ける等、地域の実情を十分に認識した上で検討を行うこと。

その上で、医師の専門分化や高齢化などの必要医師数の前提が変化している状況の中、実効性のある対策を進めていくため、必要医師数の早急な見直しを行うとともに、地域の実情を踏まえた課題の整理・可視化を行うこと。

また、中山間地域や離島等の医師不足地域で必要とされる診療科医師の不足等、全国各地域で共通する課題が深刻化していることから、各都道府県の医師確保計画が着実に実行されるよう、更なる対策の検討を行うこと。

具体的には、認定医の取得を拡大するため、医師少数区域経験認定医制度に係る補助事業について、医師が新たに管理者資格を取得する際に、医師少数区域での勤務に要する人件費等の経費も対象と

するなど補助対象の拡大を図るとともに、補助額を国の負担とするなど財政支援の拡充を図ること。

また、地域の拠点病院において、過重な負担が係る勤務医や、政策的ニーズが高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野、地域の診療所等への診療支援について、患者負担への影響を考慮しながら、診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブを設定すること。

さらに、医師が充足している地域・診療科の定員や保険医の定数を設定するなど、抜本的な対策を実施するほか、医師少数区域において必要な診療科の医師の充足が図られるよう医師の派遣や処遇改善等に係る具体的支援策を実施すること。

なお、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」における経済的インセンティブの一つである医師手当事業の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえた丁寧な調整・検討を行うとともに、都道府県や現場の医療機関等の負担が大きくならないものとすること。あわせて、医師手当増額分の財源については、一般保険料として徴収することが示されていることから、被保険者にとって過大な負担とならないよう配慮するとともに、制度について理解が得られるよう、国による十分な周知・広報を行うこと。

## 7. 医師の働き方改革と医師確保・偏在対策の一体的な推進

医師が不足している地域における医師確保が図られないまま、時間外・休日労働時間の上限規制などの「医師の働き方改革」が推進された場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響を与えるとともに、地域医療確保暫定特例水準医療機関等における医師確保が困難になることが想定される。

このことから、医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めること。

また、影響に関する実態調査を継続的に実施の上、詳細な分析を行い、地域の医療提供体制に影響が生じることがないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること。

加えて、特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、医師の働き方改革に対応しつつ、地域の医療提供体制を確保するためには、勤務環境改善の取組や大学病院による地域への医師派遣機能の維持がより一層欠かせないため、地域医療介護総合確保基金の区分VIを活用した大学病院への医師派遣に対する支援等を全額国庫負担で実施できること。

あわせて、医師の働き方改革の推進に当たっては、いわゆる「コンビニ受診」の抑制など国民的な理解と取組の推進が必要であるが、医師の時間外・休日労働の現状や今般の法改正の趣旨・内容について、十分に理解が進んでいると言えない状況にあることから、より一層の周知を図るとともに、かかりつけ医機能の推進等、医療資源の有効活用に関する取組についても、強力に行うこと。

なお、追加的健康確保措置に係る立入調査については、マニュアルの整備や様式を統一化するなど、保健所及び医療機関の過度な業務負担の増加とならないよう、地方の意見を十分に踏まえたうえで改善に努めること。

## 8. 医師確保対策等への強力な財政支援

都道府県が医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、次の財政支援等を行うこと。

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の国補助分については、十分な財源を確保するとともに、医師少数県等へ重点的に配分するとの方針を踏まえた客観的な配分基準を示し、医師偏在の是正に向けて積極的に取り組む医師不足が顕著な道県における医師確保の取組に対する重点的な配分を確実に行うこと。

(2) 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このことから、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を確保するための取組等に関しては、事業区分を超えて地域医

療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

- (3) 医師不足が顕著な道県においては、医師確保に多額の一般財源を投入していることに鑑み、地域医療介護総合確保基金（医療分）の都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、同基金の国補助分の配分方針を踏まえ、医師不足が顕著な道県に重点的に配分すること。
- (4) 医師偏在の是正に資する修学資金等に係る特別交付税について、上限額見直しを図るなど、都道府県の負担が生じないよう、一層の財政措置を講じること。
- (5) 県からの要請に基づく臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部は設置基準に基づく専任教員の増員や、教室等の施設整備・実習室等の設備整備などが必要となるが、国立大学法人に対する国立大学法人運営費交付金において、必要な経費を全てまかなかえる状況にはないことから、地域枠拡大に伴う専任教員の増員や施設・設備の整備に係る必要な経費に対する国立大学法人運営費交付金の拡充を図ること。  
また、私立大学等経常費補助金や公立大学に対する地方財政措置についても、同様の拡充を図ること。
- (6) 例年、圧縮され交付されている臨床研修費等補助金（医師）について、十分予算を確保するとともに、医師不足が顕著な道県の臨床研修病院に対する補助基準額の引上げなど、医師不足が顕著な道県における臨床研修医の更なる確保に不可欠な研修体制の整備・充実を積極的に支援すること。

9. 医師不足が顕著な道県に対する医師確保施策の継続的な実施  
国における医師確保・偏在是正の施策は、医師偏在指標をもとに実施されており、令和5年4月に4年ぶりに新たな医師偏在指標が

公表された。新たな指標では、一部の区域が医師少数区域を脱したが、当該区域を直ちに医師確保施策の対象外とすることは、臨床研修における地域重点プログラムや医師少数区域勤務経験認定制度等の運用に支障を来たすことから、各制度において、激変緩和措置を講じること。

## 10. 地域医療構想の推進や新興感染症等対策に係る地方自治体への更なる財政支援等

新興感染症への対応においては、感染症対策にあたる地域の基幹病院の果たす役割は重要であり、今後、地域医療構想を進めていく上で、単に医療機関の再編や統合を目的とするのではなく、基幹病院の整備・機能強化も柱に据えて適切な医療提供体制を構築していく必要がある。

このため、地域医療介護総合確保基金の拡充や基幹病院の整備・機能強化に対する支援メニューの拡充、地方交付税措置の充実など、医療再編に取り組む地方自治体に対し、従前以上の手厚い支援を講じること。

また、国においては、隨時地方自治体と情報共有するとともに、新興感染症等に対応した体制の構築を行う医療機関への追加的支援策や自治体が行う補助等への財政支援について、柔軟かつ必要な財政措置を講じること。

加えて、地方では医療機関が点在していることに加え、積雪寒冷で公共交通機関が限られ、通院に係る負担も大きいなど、医療機関の再編統合を進めることができない地域もあり、都市部と異なる対応が必要となっていることから、新たな地域医療構想については、実務を担う都道府県の意見を反映しながら、それぞれの地域実情や医療従事者数の推移なども十分考慮した上でガイドラインを策定すること。

さらに、新興感染症等対策は大規模感染症対策となることから、対策に要する費用は国庫負担を基本とすべきであり、感染症法等の改正に伴う地方負担分については、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等の予算措置、十分な交付税の措置など、地方負担の極小化を図

ること。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、依然として高齢者の重症化リスクが高く、感染拡大時においては重症患者の増加などによる医療提供体制への影響が懸念される。

また、薬剤費やワクチンの接種費用が高額であることに加え、令和7年度においてワクチン接種の国助成の終了により国民及び自治体の負担が増す状況にあり、受診控えや接種控えにつながることが懸念される。

その状況を踏まえ、薬価の引き下げに資する取組など、国民の負担軽減策を講じるとともに自治体が地域の実情に応じて新型コロナワクチンの定期接種を実施できるよう国の負担による確実な財政措置を講じること。

## 11. 周産期医療について

医師の地域偏在、診療科偏在が生じている中、地域における産科医、小児科医の確保等に対策を講じるとともに、周産期医療体制維持に資する地域特性に配慮した診療報酬の見直し・充実や急性期を脱した患者が地元医療機関への転院搬送に際する医療保険適用など周産期医療に対して更なる支援を行うこと。

また、分娩数が大きく減少する中、持続可能で質の高い周産期医療体制を確保するためには、分娩取扱施設の一定の集約化が避けられないが、集約化に当たっては急激な分娩環境変化へ対応していくことが、住民理解を得る上で重要になる。そのため、出産時等における妊婦への交通費等の支援事業について、最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上要しない場合であっても助成対象とするなど、地域の実情に応じた制度設計となるよう見直しを行うこと。

## 12. 医療DXの推進について

医師など医療資源が少ない地方で良質かつ適切な医療を提供するため、医療DXの推進に当たっては、国が進める「全国医療情報プラットフォーム」と地域医療情報連携ネットワークとの役割分担に留意した上で、オンライン診療を含む遠隔医療の充実・促進や医

療M a a S等を用いた新たな取組の活用、電子カルテシステム及び電子処方箋の更なる普及促進、サイバーセキュリティの確保など医療D X全般についてシステム運用費用等に対応できる診療報酬の適切な見直しに加え、各システムの導入・更新費用の低廉化や必要な技術的・財政的支援を講じること。

## 6. 水害の激甚化・頻発化に備えた治水及び治山対策等の強化について

近年、気候変動等の影響により、全国各地で豪雨の発生が以前より増加し、またその降り方もこれまで経験したことがないほど激甚化しており、災害発生のリスクは極めて高まっている状況にあります。

令和7年8月及び9月に発生した豪雨災害を始め、令和6年7月、8月及び9月に発生した豪雨災害、令和5年7月に発生した豪雨災害や9月の台風第13号に伴う大雨災害、令和4年7月及び8月に発生した豪雨災害、令和3年7月及び8月の大雨による土砂災害のほか、九州や中部地方、山形県を中心とした令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風など、豪雨による甚大な被害が全国各地で頻発しています。

国においては、平成27年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン（以下、水ビジョン）」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となつた治水対策を推進しています。その後、平成29年6月の水防法の一部改正では、この取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるとともに、令和元年12月に策定した「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係省庁と連携し、令和2年6月には国土交通省所管のダムが存在する全ての1級水系99水系において治水協定の合意がなされ、貯水容量を活用した治水対策が運用されるなど、同様の被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策が講じられているところです。

しかしながら、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることから、令和3年5月に公布された「流域治水関連法」や、令和3年7月策定の「流域治水推進行動計画」に基づき、河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を実現するため、抜本的な治水及び治山対策と土砂災害対策の早急な強化が重要であることから、次の事項について要望します。

## 1. 避難・水防対策に係る財源の十分な確保

水防法に基づく大規模氾濫減災協議会で決定された取組は、引き続き、継続的に実施する必要があることから、必要となる予算については、十分に財源を確保すること。

## 2. 近年の豪雨災害等を踏まえた抜本的な治水及び治山対策・土砂災害対策の推進

治水ダムや河川改修、堆積土砂・支障木の除去等洪水に備えた予防対策や局所対策等中小河川への支援拡充、市街地での地下調節池を含む流域貯留施設の整備などに加え、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害等を踏まえた、抜本的な治水対策と土砂災害の防止・軽減の基本である砂防堰堤や治山施設の整備等を迅速かつ強力に推進すること。

特に、上流域の治山対策については、流域治水対策としての河川砂防と連携した取組が重要であることから事業実施に必要な財源を確保すること。

さらに、森林の持つ災害防止機能を高めることにもつながる、森林整備等の取組に対する支援を拡充すること。

また、国土強靭化の取組を計画的かつ着実に推進するため、十分な予算・財源を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、「第1次国土強靭化実施中期計画」の初年度については、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講じるほか、次年度以降についても、資材価格の高騰や災害の発生状況等を踏まえつつ、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

加えて、「緊急浚渫推進事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」や「公共施設等適正管理推進事業債」については、道県・市町村における防災・減災事業の推進のため、地方の負担軽減が必要であることから、同事業の恒久化や対象事業の拡充等を図ること。

## 3. 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施

大規模な水害及び土砂災害に対し、住民が主体的に避難できるよ

う、防災情報提供の在り方を総合的に見直すとともに、浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップの整備と周知、監視カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、維持管理費を含めた財政面の支援について、引き続き強化すること。

また、市町村が適切な時点での的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令することができるよう、線状降水帯などの各種気象現象の発生の予測や精度を高めるとともに、災害時に住民が混乱なく避難できるよう避難情報の周知徹底に自治体と連携して取り組むこと。

#### 4. 国と関係道県等との連携強化

効果的・効率的な治水及び治山対策等を実施するため、国、関係道県、市町村等との更なる連携強化を図ること。

#### 5. 農山漁村の防災・減災対策の強化について

積雪寒冷地帯では冬期間の工事実施が困難となるため、農山漁村地域整備交付金事業においても、補正予算やゼロ国債などの早期着手できる制度の構築を行うこと。

#### 6. 災害関連緊急治山事業について

災害関連緊急治山事業について、多様な災害に迅速かつ着実に対応できるよう、事業期間を延伸するとともに、被害を受けることが想定される人家戸数などの採択要件を緩和すること。

#### 7. 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に向けた環境整備について

令和3年7月の静岡県熱海市での土砂災害を踏まえ、危険な盛土等による災害防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行された。国は、法施行後5年以内に、全都道府県で盛土等を規制する規制区域の指定を行うことを目標としているが、区域指定のための基礎調査に係る調査の実施や指定に係る地元市町村との調整、そして区域指定後に発生する許可等に關

する事務や不法・危険盛土のパトロールなど、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接都道府県間の調整等について、国の責任において確実に行うこと。さらに、隙間のない適正な法運用を図るため、盛土情報や全国の規制区域等を包括的に管理するネットワークシステムを構築すること。

また、盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないよう、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。

あわせて、盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に事務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講じること。

加えて、盛土等の安全性把握のための調査や危険な盛土等の対策工事及び行政代執行、盛土規制法の適用により所有者等の安全確保のための追加措置等に対し、国土交通省、農林水産省の両省において、補助対象とするエリアを定めず、緊急的かつ年度途中に必要な予算措置が可能となるよう国庫補助制度の拡充を図ること。

## 8. 水害リスク情報空白域解消に係る補助制度の創設

令和3年5月の改正水防法の公布により、住宅などの防護対象のある全ての一級・二級河川等で浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表が義務付けられしたことから、新たな補助制度を創設する等、作成団体への財政支援を確実に行うこと。

## 7. 北方領土の早期返還について

ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは難しい状況が続いているが、戦後 80 年の節目の年となる中で、北方領土返還要求運動の中心的役割を担っている元島民の方々の平均年齢は 89 歳を超えており、高齢化が進んでいることから、我が国固有の領土である北方領土の一日も早い返還に向け、より一層取り組んでいく必要があります。

政府においては、対露平和条約交渉を継続するとともに、四島交流等事業の早期再開に向け、日露政府間での協議が進展するよう取り組み、円滑な実施のための調整を進めるよう強く望みます。

また、返還要求運動の一層の推進を図るため、署名活動など国民世論の結集と高揚及び国際世論の喚起のための理解促進に向けた啓発の強化や北方領土教育の充実、北方領土隣接地域の振興対策の充実強化を要望します。

## 8. 拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会は、今年2月に「政府に、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現させることと、それを実現させることが北朝鮮に人道支援、独自制裁解除、国交正常化後の経済協力をする条件だと内外に明らかにすることを求める」との運動方針を発表しました。

拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には、もはや一刻の猶予も許されません。

日本国民を救出することができるは日本国政府しかありません。石破総理大臣は、今年5月の国民大集会で、拉致問題は国家主権の侵害であると強調し、何としても突破口を開くべく、北朝鮮に対し、様々なルートでの働きかけを一層強め、正面から向き合うとの強い意欲を示されました。

また、今年8月に行われた日韓首脳会談において、石破総理大臣は、韓国の李大統領に拉致問題の即時解決に向けた引き続きの理解と協力を求め、両首脳は、その取組の重要性に一致したほか、同月行われた米韓首脳会談において、トランプ大統領は、米朝首脳会談の早期実現に意欲を示したとされています。

政府においては、米国、韓国、中国を始め国際社会と連携を図り、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、膠着した状況を開き、一刻も早く全ての拉致被害者等の帰国を実現してほしいというご家族の声に応えるとともに、国民が関心を持ち続け、一層の世論喚起を進めていくためにも、政府が北朝鮮とどのような外交交渉を行っているのか、可能な限り情報提供いただくよう、次の事項について適切な措置を講じることを提言します。

1. 国際社会と緊密な連携の下、北朝鮮への圧力を緩めることなく、食糧難などが伝えられる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層

の外交努力により事態を開き、親世代を始めご家族との再会が急がれる中、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。

また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

2. 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

3. 米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。

4. 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、朝鮮半島有事の際には、拉致被害者等の救出及び安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。

5. 北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

6. 国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

## 9. 総合的な少子化対策、女性の活躍推進及び多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解促進について

少子化の影響による若年人口の減少や東京一極集中による地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。このため、抜本的な少子化対策等の取組や東京一極集中の是正など、地方と政府が両輪となって、大胆な地方創生の取組を展開していく必要があります。

さらに、この少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む人の希望がかなえられ、安心して出産・子育てができる、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要であり、そのためには、「結婚に関する気運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」「男性の家事・育児参画の促進」「働き方改革」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

こども大綱やこども未来戦略の「加速化プラン」、こどもまんなか実行計画、女性活躍・男女共同参画の重点方針、働き方改革実行計画等に掲げる施策を着実に推進し、国民一人一人の希望を実現させるため、政府においては地方に新たな財源負担を求めることなく予算規模を拡充して取組を進めるとともに、地方と一体となった取組を強力に推進されるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望をかなえられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える全国的なポジティブキャンペーンを実施するなど気運の醸成を図ること。また、オンライン等も活用した多様な出会いの場づくり、結婚支援を行うボランティア活動など地域の実情に合った結婚支援の取組、未婚化・晩婚化対策についての主体的な取組を支援すること。地方への移住を希望する首都圏の若者と地方の若者との出会いの場の創出など、人口分

散誘導にもつながる出会いの場づくりの取組への支援を行うこと。

また、地方の取組の成果を積み上げていくためにも、結婚サポートセンターの運営などについて長期にわたって支援を継続すること。

2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、また、自分らしい働き方や生き方を選択できるよう、中高生及び大学生などの若者世代に対し、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及や仕事と家庭生活の両立について学ぶなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを産み育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大し、保育の無償化を実現すること。

また、放課後児童クラブや延長保育などの地域子ども・子育て支援事業に係る利用料の軽減措置、放課後児童支援員等の更なる処遇改善、子育て世代への税制・年金制度等の優遇措置を創設すること。なお、各自治体の財政運営等に多大な影響を及ぼす可能性のある制度創設や取扱いの変更については、十分な準備期間が確保できる時期に周知等を行うこと。

さらに、こども誰でも通園制度については、市町村や施設が円滑かつ安定的に運営できるよう、こども一人1時間当たりの単価を引き上げるほか、配慮を要することもを受け入れた場合の加算措置を設けるなど、財政支援の充実を図ること。

加えて、高等教育の修学支援新制度や高等学校等の授業料の実質無償化について、引き続き財源を確保するとともに、修学支援制度の更なる拡充を図ること。特に高等学校等の授業料の実質無償化については、令和8年度からの制度の詳細を早急に具体化して示すとともに、国の責任と財源において確実に措置すること。

さらに、機関要件の確認について、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、各都道府県の意見を踏まえ、適切に

見直しを図ること。

また、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

あわせて、令和4年4月から不妊治療への保険適用が開始されたが、治療費が一定額以下の場合や保険適用とならない先進医療については、従来の補助制度に比べて、自己負担額が増加するケースも発生することから、自己負担の増とならないよう、負担額の軽減を図ること。

加えて、不育症の治療に係る助成制度の創設や不妊治療のための休暇制度の普及、不妊治療体験者の交流・情報交換の場の設置支援を行うこと。

4. 貧困対策を効果的に推進するため、政府において全国統一基準による子どもの貧困の実態調査を実施するとともに、調査の結果については、子どもの貧困率など都道府県別データを提供すること。

また、「子どもの居場所づくり支援体制強化事業費国庫補助金」の交付要件を緩和し、子ども食堂等子どもの居場所づくりへの支援など、地域の実情に応じた取組を継続的に実施できるようにすること。

5. 物価高騰など社会経済の影響を受けやすいひとり親家庭に対し、児童扶養手当の増額や給付型の住居支援など、生活基盤を確保するための支援を強化すること。

6. 安全な保育環境確保に向けては保育現場の実態を踏まえた適正な職員配置が必要であることから、より質の高い保育を提供することができるよう、国において全ての年齢別の職員配置基準の更なる抜本的な改善を早期に実現すること。

また、待機児童解消に向けて、待遇改善や修学資金貸付の継続など総合的な保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、子ども未来戦略の「加速化プラン」の着実な実施のための十分な財源を確保すること。

特に、研修によるキャリアアップとともに待遇改善を図る仕組み

については、受講時間数の緩和や、経過措置期間の延長など、保育現場が処遇改善に取り組みやすい制度とともに、研修開催費用に対する国庫補助率の引上げなど、キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置することに加え、処遇改善等加算の認定事務の執行に対する財政支援を行うこと。

また、修学資金の安定的な制度運用に向け、都道府県の資金状況を踏まえつつ、必要な財源を確保すること。

さらに、昨今の建設経費の高騰により、保育施設の整備経費に係る補助基準額が実態より低くなっていることから、就学前教育・保育施設整備交付金の補助基準額を実態に見合うよう引き上げるとともに、物価高騰により、食材購入費、光熱水費、除雪費など、あらゆる面で施設の運営コストが上昇していることから、保育所等の運営に物価高騰の影響が及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格の設定を行うこと。

加えて、休日保育の対応やきめ細かな保育を行う公立保育所の重要性に鑑み、地域の実情や子どもたちの安全・安心が図られるよう、施設整備等に十分な財政措置を行うとともに、休日保育に対する費用を明確に支援するため「子ども・子育て支援交付金」の一つとして位置付けるなど、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。

7. 障がい児を受け入れる保育施設の充実を図るとともに、医療的ケア児の受入れには看護師等の配置が必要なこと、障がい児や発達障害が疑われる「発達に特性のあるこども」などの対応には現行の保育士配置基準では十分ではないこと、あわせて、保護者への対応も必要になることから、これらの実態を踏まえた支援制度が必要であり、子ども・子育て新制度における施策等の拡充などの受入れ実態に見合った財政支援を行うこと。

8. 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成ができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。

また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。

加えて、男性の育児・家事参画の増加に伴う生活環境・社会資本の整備・充実を図るため、商業用施設等における男性用トイレへのおむつ替えスペースや、授乳室の設置・改修等に対する支援を強化すること。

9. 生産年齢人口の減少が進む地方において、女性が自身の関心や能力を十分に發揮し活躍できる環境を整備することが必要であることから、女性活躍の推進のため、雇用における男女の機会均等支援や仕事と育児や介護との両立支援を強化するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の管理職への登用など女性の活躍推進に取り組む企業への支援の強化や、女性の就労確保や所得向上につながるデジタルを始めとする成長分野での活躍支援に取り組むこと。

また、世界ではクオータ制の導入等により、女性の政治・経済への参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における女性の参画拡大を推進するため、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく実効性ある取組を進めること。

さらに、子育てや介護、家事等の女性への負担集中を改善するため、男性の家事・育児への参画の促進や、育休を取得しやすい職場づくりなどに取り組む企業のメリットを明らかにするとともに、男女共に家庭責任を担うことに関する啓発を強化すること。

10. 女性の就業支援のため、全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置と地方との連携によるワンストップ就労相談窓口の拡大を図るなど、女性のライフステージに応じた再就職・就業継続の支援を強化すること。

11. 若年女性の地方定着・回帰策を検討するため、地域の実情を踏まえて各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しや、若年

女性に対する全国意識調査を実施すること。

また、各種統計調査の実施に当たっては、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるようする等、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実を図ること。

さらに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が国全体にあるとの前提のもと、その気づきを促し、対処法を広く周知・啓発するため、メディアミックスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

12. 選択的夫婦別氏制度は、夫婦や家族の一体感や子どもへの影響が懸念されるとの考えがある一方、結婚に際して、いずれかが氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとって、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの実例や指摘が多くある。経済団体等からの意見や各種調査結果に表れる世論の動向なども踏まえ、選択的夫婦別氏制度に係る具体的な議論を加速・活性化させること。

13. セクシュアル・ハラスメントやDVは重大な人権侵害であり、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に社会を支えることが大切である」という教育が重要である。女性のDV被害者に対する保護体制の充実・処遇改善の研究、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育を強化すること。

また、セクシュアル・ハラスメントやDV防止対策など、男女共同参画に関する課題の多様化・増大化に対応するための男女共同参画センター等の機能充実・強化に向けて、国の助成制度を創設すること。

14. 様々な孤独や不安を抱える女性に寄り添った支援が必要であるため、相談体制の充実や同じような境遇の方々が支え合う「ピアサポート」等の支援を強化し、支援を必要としている方に支援が届くよ

う、わかりやすい広報をすること。

また、いわゆる「生理の貧困」は、コロナ下における女性の経済的困難により顕在化したものであるが、全ての女性の健康と尊厳が守られる必要があることから、生理用品の非課税化の検討及び無償提供を含む自治体の取組のための必要な財政措置を講じること。

15. 未来を担う子ども・若者が、誰一人取り残されることなく社会で自立・活躍できる環境づくりが必要なことから、不登校やニート、ひきこもりなど社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族が、より生活に身近な場所で相談できるよう「子ども・若者総合相談センター」の設置促進に向け運営費用等の財政支援を行うこと。

また、様々な困難を有する子ども・若者に対し、それぞれの成長に寄り添った切れ目のない支援を実施するための交付金創設など、地域の実情に応じて柔軟に活用できる十分な財源を確保すること。

16. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対する十分な財源を確保し、補助メニューの要件緩和や補助率引上げなど、一般財源の確保がネックとなっている地方の取組の継続に支障が出ない補助スキームを構築すること。

また、地域少子化対策重点推進交付金及び地域女性活躍推進交付金の更なる拡充や女性活躍応援基金（仮称）の創設など、少子化対策や女性活躍に資する複数年度にわたる取組を幅広く対象とする柔軟で継続的な支援を行うこと。

17. 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める基本計画及び運用指針については、地域の実情を把握した上で、課題を整理し、早期に策定すること。また、L G B T等の当事者が、ライフステージにおけるあらゆる場面で抱える生活上の困難や課題について、実態把握のための調査を実施し、その解消に向けた取組を実施すること。加えて、自

治体が独自施策を展開するために必要な経費について、十分な財政措置を講じること。

## 10. 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について

福島国際研究教育機構（F－R E I）は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものです。

F－R E Iにおいては、原子力災害に見舞われ、長期にわたる避難等の影響による高齢化、担い手不足、未利用地活用といった福島県浜通り地域等が抱える課題のみならず、北海道東北地域が抱える人口減少や災害への対策などの共通の課題解決に資する研究開発やその産業化、人材育成が行われており、その取組を波及させるためには、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算の確保、優秀な研究者が集い世界最先端の研究開発を行う環境の整備などについて、国が責任を持って取り組むことが必要です。

そのため、北東知事会として、F－R E Iの研究開発等の推進に向けて国の責任ある取組を求めていくため、次の事項について提言します。

### 1. 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進

F－R E Iにおいて、国内外から優秀な研究者が参画し、世界最先端の研究開発が行われるよう、国際水準の待遇・人事制度や研究を支える研究設備の整備、十分な研究資金の確保、さらには、研究成果の社会実装・産業化や人材育成に取り組むことができるよう、产学研官連携体制の構築や被災地域との連携等について、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算を確保するとともに、施設の円滑かつ確実な整備と可能な限りの前倒しを図ること。

また、F－R E Iの取組について、国内外へ向けた情報発信や広

報活動を積極的に行うこと。

## 2. 人口減少に伴う課題の解決への貢献

F－R E I の研究開発等を推進し、原子力災害の影響等により全国に先行して人口減少が進む福島県浜通り地域等の未利用地を社会実証・実装のフィールドとして活用すること等により、担い手不足に対応したロボット技術やスマート農業技術を活用した更なる超省力生産システムの確立等を進め、その成果を全国に展開することで、過疎や中山間地域等の持続的な発展や人材の育成・確保に貢献すること。

## 3. 大規模複合災害に備えた効果的な対策等への貢献

F－R E I の研究開発等を推進し、原子力災害に関するデータや知見を収集・分析するほか、日本全国や世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭・風化防止を図るとともに、将来の大規模複合災害に備えた、より効果的な対策の構築等に取り組み、全国の自治体が取り組む防災対策を通じたまちづくりに貢献すること。

## 4. 福島イノベーション・ココスト構想の更なる推進

F－R E I は福島イノベーション・ココスト構想を更に発展させるため設立され、福島イノベーション・ココスト構想の着実な進展がなされていることが、F－R E I の取組が効果的に進む前提となるものであるが、就業者数や製造品出荷額等は十分に回復しておらず、特に双葉郡は震災前の3割にも満たないなど、復興は途上であり、福島イノベーション・ココスト構想の主要プロジェクト（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の取組や産業集積の促進、未来を担う教育・人材育成等の着実な実施のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。加えて、本構想の更なる発展に向け、先般改定された「福島イノベーション・ココスト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組をしっかりとフォローアップするなど、本構想の一層の推進を図ること。

また、地元企業が参画しやすい仕組みづくりに取り組むとともに

に、福島ロボットテストフィールド等の実証拠点も活用しつつ、浜通り等15市町村があらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」となるよう、F－R E Iも含めた関係機関や地域企業等による共創的コミュニティの構築に向けた支援を行うこと。

## 11. 国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等につながる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信しています。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされています。

現在、ILCを含む次期大型加速器をめぐる国際情勢を見ると、米国のP5報告書により日本のILCまたは欧州のFCC-eeに対する支援が示され、今年度には、次期欧州素粒子物理戦略の中で大型加速器計画の方向性が取りまとめられる予定であるほか、中国の円形加速器CEPC計画の検討が進められるなど、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められています。

国においては、我が国の成長戦略に貢献し、世界に開かれた地方創生の原動力となるILCの実現に向け、一日も早い前向きな態度表明をしていただくとともに、次の事項に取り組まれるよう強く要望します。

1. ILC計画について、関係府省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置付け、政府全体で推進すること。

2. ILC計画について、日本政府が主導し、国際的な議論を推進す

ること。

3. ILC計画について、国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること。

## 12. 新幹線の整備促進について

新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地方が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、新幹線の高い耐震性や震災時における交通機能の重要性を踏まえ、災害に強い国づくりの観点から多重系の輸送体系による代替補完機能を確立するとともに、日本経済の発展と国全体の活性化を図るため、さらには、東京圏への一極集中を是正し、分散型社会を構築するためにも、新幹線の一層の整備推進及びより大きな新幹線効果の発現が必要であることから、次の事項について提言します。

### 1. 北海道新幹線の一日も早い完成・開業の実現

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的につながりの深い東北地方との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であるが、新函館北斗・札幌間については、令和7年3月に公表された国の有識者会議の報告書では、札幌延伸は現時点で概ね令和20年度（2038年度）末頃の完成・開業を見込み、更なるリスクが発現した場合、さらに数年単位で遅れる可能性があることが示された。

開業の遅れにより、沿線自治体のまちづくりの取組など、様々な分野に多大な影響が及ぶほか、事業費の増嵩等が懸念されるところであるが、こうした中、骨太方針2025において「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、現時点の開業見通しには相当程度の不確実性が残るため、トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、改めて全体工程を精査するとともに、工程等にも工夫を凝らし、一日も早い完成・開業を目指す。また、開業の遅れによる影響への対応について、沿線自治体等からの聴取により丁寧に取り組む。」

ことが明記された。

国においては、この度の骨太方針を踏まえるとともに、次の事項について配慮すること。

- (1) 札幌開業の大幅な遅れに伴う各方面への影響を早急に把握し、影響の最小化に向けた対応として、国土交通省が主体的な役割を果たし、幅広い分野を包括的に支援する政策パッケージの作成などについて、政府を挙げて検討・実施すること。
- (2) 工程管理の徹底と地元関係者との情報共有を図るため、定期的に進捗状況等を報告すること。
- (3) 新函館北斗・札幌間の建設事業費については、事業費の増嵩に伴う新たな地方負担が発生しないよう、コスト縮減を徹底し、政府・与党申合せに基づく貸付料はもとより、幅広い観点からの更なる財源確保や財政措置の拡充により、地方負担の軽減を図ること。
- (4) 新青森・新函館北斗間について、安全運行の確保を図ること。  
また、札幌・東京間の最大限の高速化に向け、青函共用走行区間における時間帯区分方式の拡大や、抜本的方策による全区間・全ダイヤ高速走行の実現を早期に図るとともに、高速走行のスケジュールや目標を早急に示すこと。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。  
なお、更なる高速化の検討に当たっては、新たな地方負担が生じないようにするとともに、北海道と本州の間の物流の確保にも十分配慮すること。
- (5) 新函館北斗・札幌間においては、トンネル貫通の目途をできる限り早期につけ、改めて全体工程を精査し、一日も早く開業時期を示すとともに、新たな技術導入を視野に入れた工期短縮の検討などを不断に行い、一日も早い完成・開業を目指すこと。

## 2. 基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ及び財源確保

羽越新幹線及び奥羽新幹線などの路線については、50 年以上の間、いまだに基本計画の段階にとどまっているが、骨太方針 2025において「基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生 2.0 の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める」ことが明記されたことを踏まえ、整備計画路線への格上げに必要となる「法定調査」を早期に実施するとともに、貸付料算定の適正化や国際観光旅客税の活用など、新たな財源を確保し、新幹線の整備の促進を図ること。

## 3. 新幹線の安定性向上等に資する幹線鉄道の機能強化の推進

現在検討が進められている山形新幹線・秋田新幹線の県境部におけるトンネル整備のように、地方創生の実現や国土強靭化に資するとともに、北海道・東北新幹線をはじめ全国の新幹線ネットワークの安定性向上への効果も期待される幹線鉄道の機能強化を推進すること。

## 13. 鉄道ネットワークのあり方及び鉄道施設の災害復旧について

JR線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。

国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）の改正により、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国が協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを創設したところですが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかと懸念が生じています。

全国的な鉄道ネットワークは、国土強靭化や地方創生をはじめ、国土の均衡ある発展などの観点から必要であり、また、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスとしても重要な役割を担っていることから、国民にとってなくてはならない重要な社会インフラとして明確に位置づけ、維持を図るべきと考えます。

また、近年、気候変動の影響等により豪雨や大雪等の自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地の鉄道路線が被災しています。

特に、交通手段が限られるローカル鉄道の被災路線については、一日も早い復旧が望まれるもの、復旧に要する費用負担の問題や、鉄道事業者の調査に期間を要することに加え、改正地域交通法によるローカル鉄道のあり方の議論と混同され、被災地域に路線がなくなる不安を与えるを得ない状況となっています。

については、鉄道ネットワークの維持及び鉄道施設の災害復旧について、次のとおり要望します。

### 1. 鉄道ネットワークの維持

（1）鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示す

こと。

- (2) 鉄道ネットワークは、国土強靭化や国土の均衡ある発展などの観点から、国策として維持されるべきものであり、国として必要と考える鉄道ネットワークのあり方を示すとともに、地方にその負担を押し付けることなく、国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- (3) JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時の経過に鑑み、路線ごとに採算を合わせるのではなく、鉄道事業者の収益を内部補助させるルールを創設すること。
- (4) JRによる鉄道ネットワークについて、特定区間に関連する利用状況や経営状況だけでなく、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築すること。
- (5) JR各路線の先には三セク鉄道が存在しており、各路線の連続性が損なわれると三セク鉄道の経営にも大きな影響が予想されることから、当該路線だけでなく、それに接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと。
- (6) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。

## 2. 鉄道施設の災害復旧

鉄道災害復旧補助制度における国負担を拡充するとともに、適用要件を緩和するなど、JRも含めた鉄道事業者が被災した路線を早期に復旧できる制度を構築すること。

あわせて、災害復旧時の地方負担に対し、交通インフラである道路と同等の地方債を適用するなどの財政支援を行うとともに、復旧後も安定的に運営できるよう、運営面への支援制度を創設すること。

## 14. 地域における共生社会の実現に向けた適正な土地利用・管理について

水源地周辺での土地取得や森林法、都市計画法等の関係法令の指導に従わない事業者による開発行為が確認されるなど、適正な土地利用の確保が課題となっています。

我が国の貴重な財産である水資源や森林、優れた景観を将来に引き継ぐとともに、国民が安全で安心な生活を営み、多様な人材が地域で共生し、産業が健全に発展する社会を目指すに当たり、適正な土地利用の確保は全ての活動の基礎となることから、関係法令の整備や施策の充実・強化に関し、以下の事項について提言します。

1. 政府横断的な司令塔体制の下、関係府省庁が連携し、土地等の所有や利用の実態を適時かつ的確に収集できるよう取組を進めるとともに、土地等の取得・利用の規制について実効性ある対応を検討すること。
2. 重要土地等調査法において、附帯決議の趣旨を踏まえ、水源地等国土保全にとって重要な区域に関する調査や規制のあり方について検討すること。
3. 適正な土地利用の確保において現状把握は不可欠であり、不動産登記をはじめ土地関連の台帳等について、国籍や利用実態等を含めた土地所有等情報の統一的な充実を図るとともに、自治体を含む関係機関が共同で活用できるよう、一元的なデータベースやシステムの相互連携の基盤を整備すること。
4. 森林法において、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等を公表することにより、違反行為の抑止力が高まるよう、関係法令等の整備を図ること。

## 15. 担い手への農地集積・集約化の促進について

農地集積・集約化対策に関しては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、農地バンクの取扱い件数の大幅な増加に伴う新たな事務や経費が増加するほか、未収賃料の発生リスクも高まっています。

また、農地中間管理事業の貸付期間は原則として10年以上とされ、この間、昨今の物価高騰のように、事前に予測できない社会経済情勢の大きな変化によって、担い手農家の経営が圧迫されることも想定されます。

このようなやむを得ない理由によって、農地バンクから農地を借り受けた担い手農家が地代を支払うことができなくなった場合でも、農地を貸した人には農地バンクが賃料を支払わなければなりません。

今後、農地バンクがその機能を十分に発揮していくためには、未収賃料の発生リスクの軽減や農地の集積・集約化の更なる促進に向けて国の支援策が必要であるため、次の事項について提言します。

1. 関係予算を十分確保し、新たな保障制度を創設するなど、地方負担の軽減を図るとともに、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）について、毎年のブラッシュアップが困難な場合にあっては、その有無も含めて、内容の見直し時期を適宜設定するなど、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を可能とすること。
2. 関係予算の活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な支援内容となるよう必要に応じて改善を行うこと。

特に、農地売買等支援事業について、農地中間管理機構の売買の取扱いに対応していくため、十分な予算確保に加え、補助率の引き上げ、専門職員の休暇分の人工費や市町村等への作業等に係る委託費を助成対象とするなどの見直しを行うこと。

加えて、機構集積協力金交付事業、機構集積支援事業、農地利用最適化交付金等については、制度を継続させるとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で、十分な予算措置を講じること。

3. 高齢化等による農業者の減少に伴い、地域農業の維持が難しくなっている現状を踏まえ、担い手農業者への農地集積・集約化を加速するため、農地の貸借に加え、売買による権利継承も含めた支援策のあり方について検討を進めるとともに、農地集積の目標の担い手に、現在定められている認定農業者等のほか、農業参入する企業を加えるなど多様な担い手を位置付けること。

## 16. 育成労制度について

地方における人材不足は深刻であり、現在、運用の詳細が検討されている「育成労制度」においては、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められることから、次の事項について検討・実施するよう提言します。

### 1. 全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」の設定

- (1) 育成労制度の受入対象分野は、特定技能1号と原則一致するよう検討されているが、技能実習の作業職種から大きく減少することを危惧する声が多くの自治体から聞かれる。また、今後、現在対象外の産業でも外国人材へのニーズが増加することが想定される。そのため、国内の産業を支える人材の不足を踏まえ、現在対象外である産業分野についても継続的に追加を検討するなど、全国各地域の産業実情を反映したものとすること。
- (2) 地域産業を支える中小企業が、真に必要とする外国人材を十分かつ円滑に受け入れができるよう、国による産業分野の追加等の制度の運用手続きや事業者による実際の外国人材受入れ時の手続きについては地域や現場の要請を踏まえ、簡素化・迅速化すること。
- (3) 現在の技能実習制度では対象作業が細分化されており、相互に当然に関連する作業を行うことができない場合がある。そのため、育成労制度では対応職種間の柔軟な取扱いが可能となるよう配慮すること。

### 2. 地方における外国人労働者の確保につながる制度の適切な運用

育成労制度は、一定要件の下で外国人労働者の転籍を認めるものだが、人材が大都市圏等の特定の地域に集中するおそれがあることか

ら、地方での外国人労働者の確保・定着につながるよう、地方に配慮した制度の運用を行うこと。

また、運用に当たっては、地方の労働需給の状況を踏まえるとともに、地方自治体や地方の事業者団体、中小事業者等の意向を聴取しつつ、国として責任をもって、事業者団体等へ制度の周知徹底を図ること。加えて、周知から施行までの間十分な準備期間を設け、周知に当たっては、事業者等に対して正確で分かりやすい説明に配慮すること。

さらに、外国人労働者の確保に向けた国外での募集等の活動や、外国人労働者と地域企業とのマッチング・キャリアアップ支援などの取組を支援すること。

## 17. 地方における介護サービス事業の持続可能性に配慮した介護報酬の見直しについて

医療と共に地域包括ケアシステムの中核を形成する介護保険制度は、誰もが住み慣れた地域で安全・安心な生活を送るうえで欠かせないセーフティーネットであり、高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、その役割はますます重要になっています。

一方で、介護サービス事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、サービス提供を支える人材の不足に加え、燃料費や食材費の高騰等により、事業の休止・廃止に追い込まれるケースが全国的に増えています。

特に、地方においては、大都市圏との賃金格差による人材の確保・定着の難しさや、寒冷地・降雪地における送迎・移動に係るコストの負担増、暖房費や除雪費の負担増等の影響が顕在化しており、必要とされる介護サービスの持続可能性が危惧される事態となっています。

介護サービス事業は、公定価格である介護報酬を主たる収入としており、賃上げやコスト負担増をサービス価格に転嫁できないため、介護報酬の適切な設定が採算の基本となります。

介護報酬の単価は全国一律ではなく、人件費等の地域差を介護報酬に反映させるため、8段階の地域区分が設けられており、その対象区域や調整率は国家公務員の地域手当に準拠していることから、結果として、地方に所在する多くの事業者の基本報酬は、都市部に比べて低く抑えられています。

また、介護報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされているものの、昨年改定された報酬は、昨今の物価高騰や他産業の賃上げの趨勢に追いついておらず、更に訪問介護等で地方の経営実態との乖離が指摘されています。

こうした状況に鑑み、介護サービスが、地方の条件不利地域を取り残すことなく、全ての国民を対象に安定的・持続的に提供されるよう、次の事項について提言します。

1. サービス提供費用の地域差を介護報酬に反映させる地域区分について、国家公務員の地域手当に加えて寒冷地も考慮した設定とすることにより、賃金水準の地域差のみならず、暖房費や除雪費を負担する地域の経営実態にも配慮した仕組みとすること。
2. 訪問介護における冬期間の移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、地域の実情に即した報酬の設定とともに、賃上げや物価上昇などの社会情勢を迅速に反映させるよう制度設計を行い、必要に応じて期中改定等の措置を講じること。
3. 上記を通じて、介護職員に係る賃金水準の他産業並みの引き上げと、都市部と地方の賃金水準の格差縮小を図り、外国人を含む介護職員が地方で就業し定着できる条件を整えること。

## 18. 災害廃棄物処理体制等の充実に向けた自治体支援機能の強化について

近年、各地において、地震や大雨、竜巻、台風の自然災害が頻発しており、その備えは喫緊の課題となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能ですが、過去の災害における教訓を踏まえ、事前の対策を講じておくことが重要です。

国では、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、また、近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得た知見や知識を加えたうえで、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するため、

「災害廃棄物対策指針」を定め、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定を求めています。

自治体においては、大規模災害が発生した場合には、これら各自治体において定める計画や、環境省が行う災害廃棄物対策地域ブロック協議会での行動計画を踏まえつつ、災害廃棄物の仮置場の設置や災害廃棄物の処理について調整を行うこととなっていますが、発災時において迅速に広域処理が行われるためには、平時における計画や処理体制の調整が不可欠です。

また、イノシシやシカ類など野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大に伴い、生態系のかく乱や農林業への被害の拡大が問題となっているほか、クマ類による人身被害が深刻化しており、特に人の生活圏における出没が増加傾向にあるなど、住民の安全確保の観点からも、鳥獣保護管理対策の一層の充実・強化が求められています。指定管理鳥獣対策事業交付金を活用した捕獲活動等が進められているものの、依然として被害額は高止まりの状況が続いていること、地域の実情に即した迅速かつ的確な対応が必要です。

こうした災害廃棄物対策や鳥獣保護管理対策をはじめとする地域課題に対応するためには、地域に密着した支援・調整機能を担う環境省地方事務所の機能強化により、主体的かつ機動的に自治体への支援を行っていくことが不可欠です。

以上を踏まえ、環境省地方支分部局の組織体制の充実を早急に進めるとともに、併せて鳥獣保護管理対策に必要な財源の確実な確保を強く要望します。



# **若者・女性に選ばれる地域 づくりに向けた決議**



# 若者・女性に選ばれる地域づくりに向けた決議

我が国では人口減少への歯止めがかからず、その危機的状況はますます深刻化しています。この喫緊の課題に対応するためには、今こそ若者や女性の声に真摯に耳を傾け、人口減少を引き起こしている根本的な要因を克服する取組が求められています。

国の「地方創生 2.0 基本構想」においても、若者や女性に選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる地方を創出することが、目指す姿として掲げられています。

特に、北海道・東北地方では、切実な人口減少により、地域の存続そのものが脅かされている状況に直面しています。我々は、国の施策を推進力として活用しながら、各道県がそれぞれの地域の特性と実情に即した創意工夫を重ね、「若者・女性に選ばれる地域づくり」を実現していく決意であり、北海道東北地方知事会として次の事項に重点的に取り組んでいくことを決議します。

- 一 高い付加価値を生み出すことで国内外の需要を取り込み、働く人にも十分還元される産業の創出など、地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場の創出
- 一 若者・女性の定着促進に向けた「働きがい」「働きやすさ」のある職場づくりの促進
- 一 若者・女性の還流促進に向けた地方の魅力ある仕事や暮らしの情報発信
- 一 長時間労働の是正や多様な働き方の推進、男性の育児休業取得の推進等、魅力ある働き方、職場づくりに向けた支援の促進
- 一 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス）

ス・バイアス)への気づきを促すとともに、解消に向けた対処法を普及啓発するなど、女性に魅力ある地域づくりに向けた気運の醸成

- 一 小中学校及び特別支援学校の給食費無償化の早期実現
- 一 こども医療費及び0～2歳児の保育料等子育て費用無償化の制度創設
- 一 これらの取組に対する支援の充実に係る国への働きかけの実施



# **東日本大震災からの復興に 向けた決議**



## 東日本大震災からの復興に向けた決議

東日本大震災の発生から14年半余が経過しました。この間、国内外の皆様には、たくさんの温かい御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

特に、国においては、震災における被害が極めて甚大であったことを考慮の上、被災地に御配慮いただき、東日本大震災復興基本法及び同法に基づく復興の基本方針を定め、復興財源フレームの策定、特例措置の法制化、被災自治体の人的・財政的支援、各分野における様々な施策の実施など、手厚い措置を講じていただいているところです。

これまで、被災地における官民を挙げた懸命な努力と国内外からの様々な御支援、復興の取組を支える国の諸制度や財源措置等により、復興・再生の取組も着実に前進しており、岩手県及び宮城県では公共インフラの整備が概ね完了しました。

一方で、今なお約2万7千人の方々が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、ALPS処理水の海洋放出への対応、国内外における根強い風評など、いまだ多くの困難な課題が継続するとともに、復興のステージが進むにつれ、新たな課題が顕在化しています。

また、近年頻発化している集中豪雨や大規模地震等による災害により、被災地を御支援いただいている地域にも甚大な被害が発生していることに加え、原油価格や物価、人件費の高騰の影響により、これらの被災地域や震災の被災地の復旧・復興にも影響を及ぼしています。

令和7年6月20日に閣議決定された「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、国が、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むこと、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保することなどが盛り込まれましたが、国には、第3期復興・創生期間以降においても、引

き続き、被災地の復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、復興の進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応するため、現在の特例的な財政支援や各種制度を継続・拡充すること、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること、原子力災害の収束に全責任を持って対処すること、被災地の実情を踏まえた風評・風化対策、そして、心のケアなど被災者への総合的な支援の強化に取り組むとともに、被災地の震災の記憶や教訓を後世に伝え継ぐ取組をいかし、国民一人一人の防災意識の向上に努めること、さらには、防災体制の強化や交通網の整備など、被災地の復旧にとどまることなく、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組むことを強く求めます。

あわせて、震災の被災地が復興を確実に成し遂げるためには、全国の皆様による御支援が不可欠でありますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

震災からの復旧・復興を果たし、先人が築いてこられた美しいふるさとを取り戻すことは、我々に課せられた責務であります。引き続き、被災された方々の声に真摯に耳を傾けながら、被災地の復興・再生を加速させていくとともに、国内外の皆さんとの絆を生かし、被災地の現状を広く発信していきたいと考えております。

今後の復興のモデルとなるような「新しい北海道・東北」の創造に向け、北海道東北8道県一丸となり、全力を尽くしていくことを強く決意し、ここに決議いたします。

令和 7 年 11 月 6 日

北海道東北地方知事会

北海道知事	鈴木 直道
青森県知事	宮下 宗一郎
岩手県知事	達増 拓也
宮城県知事	村井 嘉浩
秋田県知事	鈴木 健太
山形県知事	吉村 美栄子
福島県知事	内堀 雅雄
新潟県知事	花角 英世





**東日本大震災からの復興、  
災害に強い国づくりに  
向けた提言**



## 前文

北海道東北地方知事会は、東日本大震災の発生直後の平成 23 年 4 月に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、国に対し、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行ってまいりましたが、発災から 14 年半余が経過した令和 7 年 11 月時点でもなお、約 2 万 7 千人もの被災者が避難生活を続けており、抱える課題は個別化、複雑化しています。

被災地では、一日も早い復旧・復興と産業の再生、生活の安全と安心を取り戻すため、懸命な取組が続く中、壊滅的な被害を受けた市町村のまちづくりや住宅再建の総仕上げに向け、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害については、汚染水・処理水問題や根強い風評被害など、複合災害による大きな影響が依然として残っています。特に原発事故に伴い、一部の国・地域において輸入規制措置が続いているとともに、中国やロシア等においては A L P S 処理水の海洋放出後にその規制をしているため、関係事業者等へ万全な措置を講じる必要があるほか、中長期的な視点に立った財源、人員の確保が不可欠です。

令和 7 年 6 月 20 日に「「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、第 2 期復興・創生期間及び第 3 期復興・創生期間における「復興の基本姿勢及び各分野における取組」、「復興を支える仕組み」等について定められるとともに、復興に向けた様々な課題について、国が、まずは第 3 期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むこと、今の 5 年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保することなどが盛り込まれました。

第 3 期復興・創生期間以降においても、心のケア、地域コミュニティの再生などの被災者支援や、東京電力福島第一原子力発電所の事故

による被害への対応など、地震・津波被災地域、原子力災害被災地域いずれにおいても、中長期的な対応を要する課題もあることから、引き続き、支援の継続と財源や制度の確保が必要です。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進を始め、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めます。

また、東日本大震災以降も、度重なる大規模災害に見舞われていることから、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

# 1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかなくてはなりません。

については、近年、頻発化・激甚化している自然災害や、物価高騰等により社会・経済が大きな打撃を受けている中で、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

## （1）財政支援の継続等

東日本大震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられてきたところであるが、復旧・復興の達成には、引き続き、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠である。令和7年6月20日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興に向けた様々な課題について、国が、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むこと、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保するとされたことを踏まえ、第3期復興・創生期間以降において事業の実施に必要な財源を確実に確保し、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、復興への歩みを盤石にすること。

あわせて、地震・津波被災地域についても、第3期復興・創生期間の復興施策の検討に当たっては、復興施策の進捗状況や被災

地の意見を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続すること。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について」（令和7年8月26日第8回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第8回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定）において、「『政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む』との方針に変わりはなく、安全確保、科学的根拠に基づく情報発信、風評影響対応、なりわい継続支援、将来技術の検討等を引き続き実施する」とされていることを踏まえ、必要となる財源を確実に確保した上で、現場の実態に即した対策を徹底的に講じること。

加えて、復興のために必要な事業については、一般会計等で対応している事業も含め、国は、一律に期限を適用することなく、令和8年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

- ① 復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担は、今後の復興の支障となる懸念があることから、引き続き実施される復旧・復興事業について、資材や人件費の高騰等による事業費の増加、被災地の実情、被災市町村の意見等を十分に踏まえながら、一律に期限を適用することなく、震災復興特別交付税による支援等、地方負担分に対する財源措置の充実・確保を図ること。
- ② 東日本大震災から14年半余が経過した令和7年11月時点でもなお、被災地域においては、復興の進度に差異が見られる。これまで、取崩し型復興基金や使途の自由度の高い交付金の創設など、従来の枠組みを超えた財源措置が講じられてきたところであるが、地域固有の新たな課題も発生していることから、それぞれの復興の状況に応じてきめ細かに対処できるよう、財源措置の充実を図ること。
- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受け入れに係る経費についても、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災から

の復興の基本方針」において、復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して、震災の記憶の風化防止や防災力向上を図ることとしているところであるが、被災地における震災伝承の取組を将来にわたり継続的に実施できるよう、新たな支援制度の創設などを含め、支援策を講じること。

⑤ 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、人口減少や産業空洞化といった被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要であるとされたところであり、被災地方公共団体が地方創生施策を活用して被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生に係る交付金の柔軟な運用を図ること。

## （2）放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、処分が完了するまでの間、財政的支援を継続するとともに、技術的支援を強化して行うこと。

特定帰還居住区域復興再生計画に位置付けられているアクセス道路整備等の工事に必要な事前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

また、上記の区域以外の復旧・復興事業や、避難者の帰還環境を整えるための工事（道路、河川等の管理水準を災害発生前のレベルに再生するために必要な工事）においても、事前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

## （3）東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の柔軟な運用の実現

① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

と。

- ・ 復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税については、適用期限等について被災地域の理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、税制として廃止をする場合であっても、物価・エネルギー価格高騰や主要魚種の不漁などにより厳しい経営環境にある被災地域の事業者が苦境に陥ることのないよう、経過措置を講じる等、引き続き配慮すること。
- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
- ・ 今後新たな特例措置の追加・充実などが提案された場合についても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。

- ② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

#### （4）復旧・復興に要する人的支援の継続

これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められる被災地方公共団体が現在も存在するため、任期付職員の採用など独自の人員確保に努め、また、広域的な人的支援をいたしているが、人員不足の解消には至っていない。復興の推進のためには現場で実務を担当する職員の確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

#### （5）教職員の確保等に対する支援の継続

他都道府県に避難した児童生徒を含む被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置に加

え、スクールカウンセラー等の配置への財政支援を避難した児童生徒の受入地域分も含めて中長期にわたり継続すること。

(6) 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用等への支援

被災市町村のまちづくりの円滑な推進に向けて、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用を支援すること。

(7) 地震・津波被災地域においては、岩手・宮城復興局から、復興庁本庁が直接支援する体制となった場合であっても、国と被災地が、相互に復興の現状や課題を共有し、連携を深めながら復興施策を推進することができるよう、被災地に寄り添った支援体制を確実に構築すること。

## 2. 被災者の生活再建に向けた支援

岩手県及び宮城県では東日本大震災に係るハード整備事業が概ね完了し、心のケアや子育て支援を重点的に推進している一方、福島県では今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

### (1) 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、被災者支援総合交付金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、令和8年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

### (2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援等

民間賃貸借上げ住宅の再契約に対する貸主の不同意等、入居者が、その責めによらない理由により民間賃貸借上げ住宅間で転居する場合の移転費用について、国による財政支援を行うこと。

また、災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、応急救助の終了に伴い生じる経費も含め、必要な事務経費の全てを国庫負担の対象とすること。

### (3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人事業主の事業資金借入等に係る二重債務問題の解決に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

などの支援制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を行うこと。

#### （4）住宅確保に向けた対策

被災・避難自治体の復興状況に応じた災害公営住宅等の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、災害公営住宅等の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業等については、被災者・避難者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災・避難自治体の復興支援に必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

加えて、原発事故による避難者のための災害公営住宅等に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業等については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況に鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

加えて、被災地における住宅再建が令和8年度も続く見通しであることから、同年度も被災者の生活再建に係る資金として必要な貸付が受けられるよう、今年度末までとされている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号（以下「東日本大震災財特法施行令」と略す。））に基づく災害援護資金貸付の特例について、令和8年度以降も延長すること。

また、東日本大震災に係る災害援護資金における東日本大震災財特法施行令第13条第5項による免除について、10年無資力の基準を示すとともに、資力の回復が困難と市町村が判断した場合、期間の短縮を可能とすること。債権管理の長期化に伴い、市町村の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が見込まれることから、必要な財政措置を講じること。

なお、行方不明により償還が見込まれない案件も発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。

以上のほか、震災復興特別交付税の活用も念頭に、住宅再建における地域の実情や特殊性に配慮しながら、「第2期復興・創生期間」以降も最大限の支援を行うこと。

#### （5）心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、これまで様々な基金や補助金事業等の財政支援により、心のケアセンターの設置や被災者の健康支援を行ってきた。

子どもの心のケア等に対しては、平成25年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成26年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替えされた結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であり、国においても、「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針」の変更（令和7年6月20日閣議決定）の中で、第2期復興・創生期間の後も、原子力災害被災地域はもとより、地震・津波被災地域からの避難者に対する心のケア等の中長期的に取り組むべき課題については、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため、真に必要な範囲で復興施策による対応も行うことされたことから、事業の実施に支障が生じないよう、財源の十分な確保を図り、全額国庫による財政支援を継続すること。さらに、長期的な取組を実施している間にも、全国的に災害が発生し、その都度被災者の心のケアが必要な状況が生まれていることから、国において、東日本大震災及びその後の災害対応から得られた知見を蓄積し活かしていくための体制を構築すること。加えて、今後の災害に備えた心のケアに関する人材育成や研修などに対し、財政支援措置を講じること。また、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講じること。

## （6）被保険者の負担軽減

- ① 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講じること。
- ② 平成25年度から実施している岩手、宮城、福島の被災3県に対する医療費の増加等に伴う国民健康保険特別調整交付金による財政支援（平成24年度からの特定被災区域に対する財政支援を含む。）について、被災県に対しては、国保制度の安定した事業運営が図られるよう、国による十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講じること。

## （7）広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講じること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講じること。

## （8）被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った

施策の実施を全面的に支援すること。

### 3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の放射性物質による汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じ、今なお、生産・販売の回復や風評被害の払拭に至っていない状況にあります。

また、資材不足や原材料・原油価格の高止まり等により、農林水産業・商工業・観光関連産業等の事業者はより一層厳しい環境に置かれています。

さらに、近年、海洋環境の変化等により、回遊魚の水揚量が急激に減少しており、漁獲から流通加工業に至る地域の水産業は厳しい状況に置かれていることから、引き続き産業の再建や経営支援、雇用の確保を図る必要があります。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

#### （1）農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者を始め、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講じること。

##### ① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育

成、被災海域における放流種苗の確保、新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、水産資源の有効利用、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁業生産の回復が大きく立ち後れていることから、安心して事業を営むことができるよう、漁船の再建や漁場のがれき撤去など漁業生産基盤の復旧、新規就業者の確保・育成、栽培漁業の再構築に向けた種苗放流、水産物の販路回復や風評払拭の取組への支援など、生産から流通、消費に至る総合的かつ長期的な対策を講じること。

さらに、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

## ② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の復旧・復興を早期に成し遂げるためには、技術者等の確保が欠かせないことから、復興の進捗状況や実情等を十分に勘案し、人的支援を継続すること。

また、放射性物質の影響緩和対策を行うための「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業」や原子力災害の影響で事業着手に遅れが生じた「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、後継事業制度を構築し、令和8年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に必要な予算を確保すること。

さらに、福島県の避難地域においては、東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域の設定や住民の帰還状況等により、令和7年度においても農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定が困難な地域があることから、これら地域に対しては、令和8年度以降の地域計画の策定に対する支援を実施すること。あわせて、地域計画に基づき、担い手への農地集積を促進し、営農再開を加速させるための支援を継続すること。

## ③ 海岸防災林の整備

復旧・整備した海岸防災林の防災効果を発揮し続けるためには植栽木の生育段階に合わせた適切な整備・機能強化や計画的

な松くい虫防除対策が必要であることから、保育や生育基盤盛土の機能発現対策及び松くい虫防除対策について必要な予算を確保すること。

④ 被災農林漁業者等への復旧・復興に向けた支援の継続

被災農林漁業者等の経営再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、全ての被災農林漁業者を支援の対象とすること。

また、きのこ生産においては、放射性物質の影響で原木等の生産資材が地元で調達できず、県外等の汚染されていない安全な地域から購入せざるを得ない状況が続いていることから、生産資材に係る現在の購入支援については、今後も、生産者に新たな負担を生じさせることなく継続すること。

さらに、産地再生に向けた生産規模の拡大や新規参入した生産者の掛け増し経費について、損害賠償対象とするための支援を強化すること。

⑤ 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から、農林水産業の加工・販売、地域資源を生かした産業創出などを通じ、新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、地域資源活用価値創出の推進に係る予算措置や地域資源活用価値創出に取り組む事業体に対し、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

## (2) 「復興特区」による産業集積支援

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税については、適用期限等について被災地域の理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、税制として廃止をする場合であっても、物価・エネルギー価格高騰や主要魚種の不漁などにより厳しい経営環境にある被災地域の事業者が苦境に陥ることのないよう、経過措置を講じるなど、引き続き配慮すること。

### (3) 被災事業者等への支援策の継続

被災事業者等への支援については、復旧に必要な土地造成が完成していないなど、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者や、企業立地等が進んでいない地域等が早期復旧・復興を果たすよう、必要な支援を継続すること。

#### ① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備の進捗に伴い未だ本格的な復旧に着手できない被災事業者や、従前の事業所の所在地について、今もなお避難指示等が継続されているため、帰還の意向を決めかねている事業者が数多く存在していることから、当該補助事業を令和8年度以降も継続するとともに、事故繰越手続簡素化の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付を認めること。また、交付決定前の見積書徴取後着手までの間、市況の変化による資材価格及び人件費の高騰により、工事費が増加する事例が散見されることから、必要経費の増加分についても補助対象経費として認めること。

加えて、事業者が補助事業で整備した施設・設備を社会経済環境の変化に合わせて転用等を行う場合、財産処分制限について柔軟な対応を図ること。

#### ② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の事業協同組合等についても、移転先のめどが立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

#### ③ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

#### ④ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を令和8年度以降においても継続するなど、被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

⑤ 仮設施設有効活用等事業の継続等

仮設施設有効活用等事業について、引き続き事業実施に必要な十分な予算を確保するとともに、助成要件の適用に当たっては、地域の事情を踏まえて柔軟に対応すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 事業復興型雇用確保事業の要件緩和等

事業復興型雇用確保事業については、復興に必要不可欠な事業であることから、実施期間を延長するとともに、被災市町村の復興を更に推し進めるため、より重点的な支援策を講じること。

② 新規学卒者等に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規学卒（予定）者や離職者の就職環境を踏まえ、求人の確保・拡大や被災地に配慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 観光復興への支援

東日本大震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国内外向けの重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講じること。

また、外国人観光客数は、東日本大震災以降、年々増加してきたものの、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年比で大きく減少した。令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行などもあり、東北への誘客も回復傾向にあるが、インバウンドの効果を地域経済に波及させることにより、被災地の復興を加速させる必要があることから、

東北観光復興交付金制度に替わる新たな制度を創設するとともに、その他の支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追い付くまでの間、継続・拡充すること。

## ② 訪日査証制度の緩和

入国時の水際措置が大幅に緩和されたことを受け、被災地などの観光地への外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組む必要があることから、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を東北六県と同じ発給基準の下、北海道及び新潟県に拡大すること。

また、訪日外国人観光客が急増する中、東日本大震災発生以降、東北地方のインバウンドの伸び率は低い傾向にあるため、比較的風評の影響が少ない東南アジアからの誘客は重要であり、訪日査証（ビザ）申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、東南アジア各国からの訪日査証（ビザ）発給条件を緩和すること。

## ③ 文化遺産や大規模イベントを生かした誘客への支援

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録のほか、2026年に日本で開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会などの大規模イベントを契機とした被災地などへの誘客促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、新たな交付金制度の充実など、更なる誘客につながる支援策を講じること。

## 4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、被災や利用者の減少により、公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全・安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラを始めとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

### （1）復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進

東日本大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等を始めとする高規格道路が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、引き続き、高規格道路の未整備区間の早期解消によるダブルネットワークの構築と暫定2車線区間の4車線化の整備を促進すること。

### （2）災害に強い交通ネットワークや地域の安全を向上させる河川・砂防施設の整備の促進

特定復興再生拠点区域における避難指示解除等の進展に伴う帰還や移住・定住、市町村間の広域的な連携など、復興を支えていくためには拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化が必要であるとともに、避難地域の安全・安心の確保のためには、治水安全度を

向上させ、洪水氾濫を未然に防ぐ河川の整備や人家等を守るための砂防施設の整備が不可欠であることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）を継続し、復興事業が終了するまで支援を継続すること。

（3）地域公共交通の維持・確保に係る被災地事業の継続及び確実な予算措置

被災した県における地域公共交通の維持・確保については、沿岸市町村のほか、内陸市町村の輸送量が低迷している状況にあることから、依然として復興まちづくりの途上にある地域の生活交通確保のため、バス事業者に対する運行欠損額の補助を行う被災地域地域間幹線系統確保維持事業や被災地域における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る経過措置について、令和8年度以降も支援を継続し、確実な予算措置を講じるとともに、被災地のまちづくりの実態に応じた補助対象の拡大や補助要件の緩和を図るなど、市町村の住民バス等の代替輸送手段も含めた被災地交通を確保するための適切な制度運用を図ること。

（4）社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、東京電力福島第一原子力発電所事故により復旧の見通しの立たない施設もあり、復旧完了までに相当の時間を要することから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高止まりにも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を講じ、補助を継続すること。

（5）医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、まちづくりや住宅再建の進捗など状況の変化に対応しながら復興を着実に進めるためには、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であるため、地域医療再生基金について、設置期間の更なる延長を認めること。

(6) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

東京電力福島第一原子力発電所事故により現地再建が困難な学校等について、令和7年度以降も人件費や建築資材の上昇による建設工事価格に対応した新築復旧単価の見直しを行い、被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講じることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

## 5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壤等の汚染、さらには製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向け、中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水・処理水問題を含む廃止措置に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

(2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不斷に検討し、必要な対策を講じるとともに、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。

また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

(3) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど、今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底するよう東京電力に求めること。

また、今後長きにわたる廃止措置作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や雇用の適正化、作業環境

の改善、労働災害の防止対策等が確実に行われ、作業員が安定的に安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

(4) A L P S 処理水の海洋放出は、長期間にわたる取組であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識の下、「A L P S 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、最後まで全責任を全うすること。

① タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

② トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

③ 農林水産業、観光業を始め幅広い事業者などに対する万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。特に、水産業について

は、将来にわたって生業を維持し、次世代へ確実に繋いでいくよう必要な対策を徹底的に講じること。

加えて、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、こうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者に対する伴走支援の仕組みを構築するなど、国が責任を持って対応すること。

④ 処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

⑤ トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(5) 使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの、放射性物質を飛散させる可能性がある作業や雑固体廃棄物焼却設備の運用等においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

(6) 今後の廃止措置の取組においては、情報提供の徹底はもちろんのこと、公開された情報の持つ意味が分かるよう、国民の立場に立った情報公開を行うとともに、国民に対する説明責任を果たすよう、国は東京電力を指導・監督すること。

(7) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壤、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量について総合的かつ長期的にモニタリングを実施するととも

に、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等について科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壤、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた放射性物質対策や立木利用の基準を早急に示すこと。

さらに、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費・維持費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(8) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講じること。

また、中古車を始めとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対策を講じること。

(9) 出荷や摂取の制限解除に向けては、採取可能な時期が限られている野生の山菜、きのこに加え、野生鳥獣の肉についても検体量確保が困難であることなどから、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

(10) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。通称「放射性物質汚染対処特別措置法」）に基づき、国の主体的責任の下、一時保管が継続している除去土壤等の適正管理、除去土壤等の搬

出が完了した仮置場における農地の地力回復も含めた原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など必要な措置を着実に実施すること。

また、帰還困難区域については、地元自治体が計画する特定帰還居住区域において、帰還する住民の方々が安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に実施するとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱い、森林・農村の適切な保全については、市町村等の意向を十分にくみ取り、速やかに方針を示すこと。さらに、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、空間線量が局的に高い箇所については、フォローアップ除染を行うこと。

特定帰還居住区域復興再生計画に位置付けられているアクセス道路整備等の工事に必要な事前除染及び事業により発生する高線量土壌の処理については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

また、帰還困難区域内の復旧・復興事業や、避難者の帰還環境を整えるための工事（道路、河川等の管理水準を災害発生前のレベルに再生するために必要な工事）においても、事前除染を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

農業用ため池の放射性物質対策については、営農再開・農業振興の観点から対策が重要であり、令和8年度以降も継続して実施できるよう、必要な予算を確保すること。

また、森林の放射性物質低減対策等については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、帰還困難区域を含む地域の実情を踏まえた実効性のあるきめ細かな対策を着実に講じるとともに、中長期的な財源の確保を図ること。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故後、帰還困難区域で除染されていない森林については、管理されないまま放置されており、防災（平成29年4月の大規模林野火災など）や公益的機能の維持増進を図るため、それらの森林の管理方法等を明確にする

とともに、森林整備を行う際の作業ガイドラインの早期策定、木材利用の推進及びリスクコミュニケーション等の取組などの対策を実施すること。

加えて、事業により発生する高線量土壤等の処分を推進するため、国の責任の下、具体的かつ効果的な撤去及び処理について、最後まで確実に実行すること。

中間貯蔵施設への輸送については、今後、特定帰還居住区域で発生するものを含め、全ての除去土壤等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行い、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

また、除去土壤等の福島県外最終処分に向け、法定の期限である 2045 年 3 月までの具体的な工程を速やかに明示し、政府一丸となって、最後まで責任を持って対応すること。

なお、これらの除染等に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(11) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壤等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ確実に処理すること。

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物等は、一部処理が進んでいるものもあるが、焼却灰や汚染された建設・農林業系副産物などは、その多くが、処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、具体的、実効性のある処理対策を講じること。

また、福島県内で新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復に支障が生じないよう、処理方針を速やかに決定すること。

さらに、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、

今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(12) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 16 条の 2 第 3 号で農業を営むためにはやむを得ないものとして例外的に認められる場合もあるが、放射性物質に汚染された畠畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外での焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

## 6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を続けており、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、さらには農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評・風化対策、損害の賠償を始めとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として、今後も責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

(1) 避難者が安心して生活できるよう、希望のもてる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活の支援、絆の維持及び新たな環境でのコミュニティの形成等のための取組の充実を図るとともに、令和8年度以降も継続的に生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともに全ての避難者が生活を再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

また、当面の生活再建資金を融通する災害援護資金の貸付については、行方不明による償還が見込まれない案件が発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。さらに、償還免除事由の特例における「無資力」などの要件について具体的基準を示すこと。

なお、避難者支援を行う地方公共団体等の負担を前提とせず、令和8年度以降も引き続き必要な財政措置を行うこと。

(2) 避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに對し適切な支援を行うこと。

(3) 避難地域の医療機関においては再開が困難な状況が続き、避難者の帰還に影響が生じているため、全ての避難指示区域が解除され、避難地域の生活環境が完全に回復するまでの期間について、避難地域における二次医療提供体制の整備や医療機関の再開・新設・運営等に必要な経費及び医療従事者の確保に対し、国が実効性のある支援を行うこと。

特に、医師不足は深刻な状況であるため、当該地区で勤務や研修を行う医師、受け入れる医療機関を後押しするなど、効果的な環境整備を行うこと。

(4) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対し、隨時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーション等、海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

特に、風評の影響が比較的少ない東南アジア各国からの誘客は重要であり、訪日査証（ビザ）申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、更なる訪日査証制度の緩和を推進すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の消費者のみならず実需者へ向けたリスクコミュニケーションを始め信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、正確な情報発信や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。

特に、ALPS処理水の海洋放出開始を受けた日本産水産物等の輸入停止を継続している国・地域に対しては、措置の撤廃に向けた働きかけを強化するとともに、科学的な知見に基づいた冷静な対応を求めること。また、日本産水産物等の輸入規制措置に係るWTO紛争解決の協議を行った韓国に対しても、WTO上級委員会報告書の結果を踏まえた働きかけを継続すること。さらに、事業者等の不安を軽減するため、国の対応や交渉の経過について関係道県や関係者への丁寧な説明を行うとともに、本件に関する報道が新たな風評につながることのないよう、正確な情報発信を強化すること。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、トリチウムを始め処理水に関する正確で分かりやすい情報を広く国内外に発信するとともに、関係省庁が一体となって農林水産業や観光業を始め幅広い事業者などに対する万全な風評対策に責任を持って取り組むほか、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや追加的対策が必要となった場合は、迅速に対応するなど、機動的な対策を講じること。

特に、ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国や香港等による水産物の輸入禁止措置等、風評の影響を受けた漁業者・水産加工業者等が安心して経営を継続できるよう、国が所管する運転資金等に係る融資制度のより柔軟な運用、更なる充実を図ること。

また、風評等に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要であることから、ALPS処理水の海洋放出の影響により経営が悪化している漁業協同組合の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を実施すること。

加えて、水産物の放射性物質モニタリングについては、安全を担保するための科学的知見に基づいた正確な情報発信が不可欠であることから、第2期復興・創生期間後についても、これまでと同規模の調査を継続して実施し、結果を国内外に広く公表して安全性のPRを積極的に行うこと。

さらに、輸入規制措置による影響を最小限とするため、風評対策として、道県や市町村、事業者等が実施する国内外からの誘客促進や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などに対する支援を充実すること。

(5) 社会的影響力のある方による心ない発言や、「福島県の食品は危ない」と言われたなど、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射線に対する偏見や誤った理解が広く存在し、福島県への負のイメージが固定化している。このため、国民に正確な理解を促す放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

(6) 長期間にわたり被災地が復興に向けた取組を進めていくためには、被災地への理解に加え、継続した支援が必要であるが、時間の経過とともに、東日本大震災の記憶の風化が進んでいることから、風化防止に向け、国として継続的に取り組むとともに、被災地における情報発信や伝承活動などの取組に対する総合的な支援を講じること。

また、震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

(7) 東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

さらに、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の改正等により、賠償についての国の責任をより明確にすること。

事業者の営業損害について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立

場に立って柔軟に対応するとともに、依然として風評被害が発生している状況等を踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を指導すること。

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。また、財物に係る賠償についても、各地方公共団体の個別事情にも丁寧に対応し、速やかに賠償するよう東京電力を指導すること。

ALPS処理水の取扱いに係る万全な風評対策を講じてもなお風評被害が発生する場合には、地域、業種などを限定することなく、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者に対する伴走支援の仕組みを構築するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

消滅時効については、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(8) 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域等の復興、地域コミュニティの再構築、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(9) 東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に

関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号。通称「子ども・被災者支援法」）に基づく被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、令和 8 年度以降も継続的に、必要かつ十分な財源措置を講じること。

また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

(10) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講じること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の屋外活動の制限等により、子どもたちの体力低下や肥満に加え、成人のメタボリック症候群該当者の割合が増加するなど、健康指標が悪化し、現在も原子力災害前の水準に戻らないことから、健康を守る施策を実施するとともに、継続的に必要かつ十分な財源措置を講じること。

(11) 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の避難指示解除に伴う帰還や拠点間交流の促進、復興に向けたまちづくり、福島国際研究教育機構（F－R E I）の設置に係る環境整備等、復興の進展等により、新たに発生する課題等への対応に向けて、拠点間のアクセスを強化する道路や、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第 2 期復興・創生期間以降も社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度を継続し、インフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

(12) 特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、

特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体等の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

(13) 避難地域の復旧・復興事業はいまだ途上であり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点区域や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、第2期復興・創生期間以降においても継続が必要な事業や新たな課題に対応するための新規事業について、国が責任を持って、完了までの財源を確保すること。

また、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、長期的かつ十分な予算を確保するとともに、復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい仕組みとすること。

(14) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を十分踏まえ、自治体が

独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、立地地域の実情に即した経済・雇用対策を早急に実施すること。

## 7. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んで行くためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本再興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置付けるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

### （1）国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及ぶ。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信している。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされたところである。

現在、ILCを含む次期大型加速器をめぐる国際情勢を見ると、米国のP5報告書の公表により日本のILCまたは欧州のFCC-eeに対する支援が示され、今年度には、次期欧州素粒子物理戦略の中で大型加速器計画の方向性が取りまとめられる予定であるほか、中国の円形加速器CEPC計画の検討が進められるなど、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められている。

I L C 実現に向け、一日も早い前向きな態度表明を行い、I L C 計画を関係府省庁横断により誘致を推進する国家プロジェクトとして位置付け、日本政府主導による国際的な議論を推進するとともに、引き続き必要な予算措置を講じること。

(2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

東日本大震災からの復興、さらには、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、震災アーカイブなどの災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

地震・津波災害及び原子力災害からの復興に向け、北海道・東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点整備や海域の利用促進に関する国による調整等を行うなど、北海道・東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(4) 再生可能エネルギー拡大に向けた送配電網増強

再生可能エネルギーの拡大には、既存の電力系統への負担軽減や系統の安定化を含め送配電網の充実・強化が不可欠であり、国において送配電網増強施策に積極的に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設N a n o T e r a s u の利用促進

令和6年4月に、東北大学青葉山新キャンパス内において、次世代放射光施設N a n o T e r a s uが本格稼働した。今後、施設が安定的に運用され、企業等による利用が促進されるよう、国からの一層の支援を講じること。

#### （7）福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について

福島国際研究教育機構（F－R E I）は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。

F－R E Iにおいては、原子力災害に見舞われ、長期にわたる避難等の影響による人口の高齢化、担い手不足、未利用地活用といった福島県浜通り地域等が抱える課題のみならず、北海道・東北地域が抱える人口減少や災害への対策などの共通の課題解決に資する研究開発やその产业化、人材育成が行われている。その取組を波及させるためにも、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算の確保、優秀な研究者が集い世界最先端の研究開発を行う環境の整備などについて、国が責任を持って取り組むこと。